

【責任編集】

【監修 (50 音順)】

平林 勝政 國學院大學名譽教授

【卷頭言】

【執筆担当 (50音順)】

北九州市立大学法学部准教授

川村学園女子大学文学部講師

神奈川大学法学部准教授

創価大学法学部専任講師

【資料収集・編集】

菅原 梓 明治大学 ELM スタッフ

目次

巻頭言～「ピースボート」で「ELM」を学び合う

I 学会等の動向

- 1 日本医事法学会
- 2 日本生命倫理学会
- 3 その他

II 文献紹介

- 1 医事法一般・記念論文集
- 2 医療安全・医療事故
- 3 医療過誤（民事）
- 4 医師患者関係
- 5 医療過誤（刑事）・医療者の刑事責任
- 6 医療専門職・医療機関
 - 1) 医療専門職
 - 2) 医療機関
- 7 薬機法関連（医薬品・医療機器）
- 8 医学研究
- 9 医療政策・医療制度
 - 1) 医療政策
 - 2) 医療制度（医療制度史を含む）
 - （1）概論
 - （2）地域医療制度
 - （3）医療保険制度
 - （4）救急医療・災害医療
- 10 生殖補助医療・人工妊娠中絶
 - 1) 生殖補助医療
 - 2) 人工妊娠中絶
- 11 終末期医療
- 12 移植医療
- 13 精神医療
- 14 医療と情報（含：医療 AI）
- 15 公衆衛生・地域保健
- 16 その他

巻頭言～「ピースボート」で「ELM」を学び合う

1. ピースボートで ELM を学ぼう！

私は今、日本から日本への地球一周 108 日間の「NGO ピースボート」7 万 7000 トンの船中で、極めて具体的な ELM（倫理・法・医療）のさまざまなテーマにも直面しつつ本稿を執筆しています。

この「ピースボート」は、2017 年にノーベル平和賞を受賞した ICAN（核兵器廃絶国際：ICAN: International Campaign to Abolish Nuclear Weapons）の運営委員会のメンバーとしても積極的に活動している日本の平和 NGO 組織です。

実は、このピースボートは、日本のアジア近隣諸国への「軍事侵略」を「進出」と変更するようにと歴史教科書の書き換えを指示した 1983 年の文部省の「教科書改訂」にアジア諸国からの日本政府への抗議があり、これを受けて、アジアの諸国を訪問し、現地での過去の日本による侵略戦争の実態を再確認し現在と未来への平和を展望しようということで、青年たちにより企画されたのが発端だったのです。その第 1 回就航は 1983 年のことで、今年は 40 周年を迎えた記念すべき年となりました。

その後、グローバルな平和を願っての世界の諸国への訪問と現地 NGO グループとの交流も意図して、訪問国も増え、現在は、日本人だけでなく、シンガポール、中国、韓国、タイ、インド、アメリカ、イギリス、スイスなど多様な国籍、年齢、職業の乗船客による「地球一周」の旅へと大きく展開されています。今回の第 114 回就航のピースボートは、2023 年 4 月 7 日に横浜を出港し、フィリピン、インドネシア、スリランカ、エジプトの各国に寄港し現地の NGO 市民・平和・環境問題活動グループと交流をしたりしてきました。スエズ運河を経由して、地中海のギリシャ、イタリア、フランス、スペインなど諸国の寄港地の UNESCO 世界遺産なども訪問し、北極圏に入りノルウェー、アイスランドを経て、大西洋を南下し、現在パナマ運河を航行し、太平洋に出た後の最初の寄港地グアテマラ訪問を終えたところです。

この船中では、専門家による毎日の多様な学習の企画、例えば平和と国際問題、ウクライナでの戦争、人権、核廃絶、移民と難民をめぐる状況と問題点、BREXIT、いのちと健康と東洋医学、気候の温暖化と環境問題などのテーマでの講義が続いています。

これらのテーマは、いずれも 1970 年代から私がグローバルに展開してきた「超・学際的バイオエシックス」の重要課題です。乗船者の自主企画による発表としては、たとえば、「医療過誤による配偶者の死」「ご家族の方の乳がんケア」「DNA/RNA と遺伝」「医療とインフォームドコンセント」「東洋医学と体質の自己評価」「生物多様性と COP」などをめぐる問題などのテーマがとりあげられています。

多様な講義には、同時通訳などがありますが、お互いに、言語のコミュニケーションの困難はありながらも、船中で、率直に語り、学び合い、食事の時間などでも、たまたま着席が

隣り合ったりして色々と学び、語り合う機会があるのは嬉しいことです。

「いのち・健康・平和～バイオエシックスの視座から」という私の特別講義も含め、いわば、このピースボートの約 1400 人の多様な年齢層の乗船者にとって、まさに ELM すなわち「倫理と法と医療」の課題は日常的に大きなテーマであることを日々実感しています。

去る 6 月中旬には、イギリスでの寄港地ロンドンから、国連 SDGs と取り組んでいる世界各国から選ばれた 12 人の世界諸国の青年たちのグループ（パナマ、セントルシア、コロンビア、クック諸島、アメリカ、ポーランド、日本、アルゼンチン、パラオ）が乗船しました。この青年グループには、SDGs の第 3 目標「Health and Welfare for All」（全ての人に健康と福祉を）に焦点を合わせて英語で「Bioethics」講義を担当しました。この第 3 目標のルーツとも言うべき WHO の「Health for All」及び「Health for All beyond Year 2000」Project には、WHO/CIOMS（国際医科学団体評議会）の諮問委員として私自身も参画した経緯もあったので、1974 年のアルマアタ・プライマリー・ヘルスケア宣言と SDGs との連続性について指摘しました。

国連 SDGs は、2015 年 9 月 25 日の第 70 回国連総会で世界の 130 カ国により採択された 2030 年に向けての「世界を変革するための行動基準」として 17 の到達目標を掲げています。これらの目標は、それぞれ、ほぼ 40 年間にわたり超・学際的なバイオエシックスとして展開してきた「人権と健康といのちを守り育てる運動」と重なり合うのです。

2. 「ELM」の杜を世界に広げよう！

さて、このような現在航海中のピースボートの乗船者の間に関心のある「倫理と法と医療」のテーマは、明治大学法学部の創立 130 周年を記念して 2011 年に「医療と法と倫理の資料館」として設置された「ELM」を益々豊に充実させ世界に大きく広げよう！という願いへと展開されていきます。

明治大学「ELM」のホームページには、「本資料館は、典型的な学際的学問のひとつである医事法学を手掛かりとして、現代社会における複雑多様化した問題を解決することができる今後の法律学のあり方やその方法を検討し、その成果を国内だけではなく世界に向けて発信していくことを目的とし設立されました。その意味で、本資料館は学問の学際化に対応しうる新たな研究情報基盤のあり方を考え構築するための試金石としての役割を担う」と明記されています。

東京は、いうまでもなく世界有数の医療都市であり東京都福祉保健局の調査報告（2023 年）によると、25640 もの病院などの医療施設があります。世界のベスト病院ランキングでは東京にある 2 つの病院、すなわち東大病院（16 位）と聖路加国際病院（18 位）とが 20 位以内に入っています。

この国際的なメディカル・シティ東京の、いわば中心に位置し、近隣に東大病院、東京医科歯科大学病院、日大病院、順天堂大病院、杏雲堂病院、結核予防会総合健診推進センター、東京歯科大学等々に囲まれた「ELM」こそは、このような周辺地域の病院施設とも連携をと

りつつ、正に日本の現在から未来への大変革を迎えようとしている日本の医療にとっての最も重要な課題の一つとも言える「患者の尊厳と権利」を守り、展開するための益々重大な役割を担うべきことが期待されているのだと思います。

1970 年代からのジョージタウン大学における私の研究調査の結果でも、世界のトップレベルにある病院施設における、患者の権利の擁護と医療における ELM 的アプローチは、すでに WHO や CIOMS（国際医科学機構評議会）など国際的にも当然のこととして認識されていました。日本でも現在は、東大病院においても、聖路加国際病院においても「患者の尊厳と権利について」の宣言を明白に公示しているのです。

3. 世界を変革しよう！

このメディカル・シティ東京の中心にある明治大学「ELM」の活動が、日本の医療における益々重大な役割を担い「その成果を国内だけではなく世界に向けて発信していく」ことになるようにと心から願っています。そのために今後とも、国の内外の ELM 関係者の皆さん方との連携を深め、日本の医療が真に患者のためのものとなるような未来を心から願いつつ、国連 SDGs にあるように、ともに「世界を変革しよう」というメッセージで、このやや異例な？ピースボート船上から寄稿の「巻頭言」を締めくくりたいと思います。

このような執筆の機会をお与えいただいた明治大学「ELM」関係者の諸先生方に心からなる御礼を申し上げる次第です。

木村 利人

略歴：1934 年、東京出身。早稲田大学法学部卒・大学院博士課程修了。博士（人間科学）
1965 年以降、タイ、ベトナム、スイス、アメリカ、日本の大学および研究所、WHO 等々において「医療と人権」「バイオエシックス」研究・教育を推進。1987 年、早稲田大学人間科学部「バイオエシックス」担当教授就任、厚生省・厚生科学審議会委員、医師国家試験委員、東京都病院倫理委員会委員長、日本医師会・第 6 期生命倫理懇談会委員、日本赤十字社血液事業審議会会長、国立障害者リハビリテーションセンター運営委員、WHO/CIOMS/UNESCO バイオエシックス委員会委員等を歴任。
現在：早稲田大学名誉教授、日本生命倫理学会・名誉会員（同学会：第 7 期会長）ジョージタウン大学ケネディ倫理研究所・特任研究員：KIE Journal 編集委員
著書：「いのちを考える～バイオエシックスのすすめ」（日本評論社：1987）、「バイオエシックス・ハンドブック」（法研：2001）、「自分のいのちは自分で決める～生老病死のバイオエシックス＝生命倫理」（集英社：2009）、Advance Directives and Surrogate Decision-making in Health Care: U.S. Germany and Japan (by Rihito Kimura, H.M. Sass and R.M. Veatch: JohnsHopkins Univ. Press, 1998) 等著書・共著・編著・訳書・論文等多数。

I 学会等の動向

2022 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、対面とオンラインを併用したハイブリッド開催が多く見られた。本項においては、2022 年度に行われた日本医事法学会、日本生命倫理学会を中心に、担当者が把握できた限りで紹介する。

1 日本医事法学会

2022 年 11 月 26 日・27 日にかけて、第 52 回研究大会が神戸大学六高台キャンパスおよび Zoom ライブ配信により開催された。

初日は、ワークショップ I「医学部における医事法教育の現状と課題～医学部教育において医事法教育に期待されているもの～」では、瀬戸山晃一報告（「医学教育を取り巻く現状と京都府立医科大学における人文社会科学系科目編成」）に続き、鶴飼万紀子「京都府立医科大学『医療と法』について」、廣瀬清英「岩手医科大学における医事法教育の実践」の各報告と中村好一「コメント 医学部における医事法教育の現状と課題」。ワークショップ II「医療安全と紛争解決の有機的連携の可能性と課題」では、渡辺千原「医療事故調査の紛争解決過程での利用と課題」、手塚則明「医療安全部門の紛争解決に対する関わり方」、平野哲郎「医療安全と紛争解決の連携に関するアメリカの実践からの示唆」の各報告と水沼直樹「医療安全と紛争解決の架け橋としての院内弁護士の可能性」。ワークショップ III「NIPT 等出生前検査制度の今とこれからを考える」では、野崎亜紀子「リベラリズムと出生前検査制度——個人・専門家集団・公権力の関係から考える——」、横野恵「NIPT 出生前検査認証制度等運営委員会における施設認証の実際」、堤正好「NIPT と ACCE モデル」の各報告と難波聡「指定発言」。ワークショップ IV「再生医療法施行後に自由診療として行われる再生医療の実態と法制度」では、一家綱邦「再生医療法の現状と課題——特殊な法は機能しているか？」、大西達夫「再生医療と自由診療の在り方に関する考察」、佐藤雄一郎「関連する判決から」の各報告がなされた。各ワークショップ I～IV における各報告・指定発言・コメント等につづいてそれぞれ質疑応答と討論がなされた。

2 日目午前の個別報告では、谷井悟司「医療過誤における刑事過失責任の明確化」、船橋亜希子「刑事医療過誤事案における注意義務の内容と医師の裁量」、神馬幸一「臨死介助法制における『手続化』と『官僚化』の相克——オーストリアにおける最近の改革を参考に——」、森脇崇「脳動脈瘤に関する 25 裁判例（18 症例）の検討——医と法の違いはどこか——」、若松陽子「生殖補助医療における『夫の同意』に関する考察——実務例の経験と

検討をもとに——」の各報告がなされた。

同日午後開催されたポスター報告は以下の通りである。原田香菜ほか「生殖補助医療における配偶子・胚の保管をめぐる課題」、畑中綾子「医療事故調査制度の利用状況に関するインタビュー調査に基づいた制度課題」、肥田あゆみ「臨床現場から考える医療同意権——意思決定困難症例の経験を通じて——」、長島光一「生命保険訴訟における医師の診断の評価のあり方——医事法の観点からの分析——」、柴野莊一「歯科衛生士が業務独占する『予防処置』に関する一考察——対象となる疾患・指導する者とその態様・歯科診療の補助（診療の補助）とのかかわりを踏まえて——」、中塚敏光ほか「医療における人工知能（AI）利用に関する法的課題」。ポスター報告は 2019 年の大会以来の実施であり、6 演題について活発な議論がなされた。

シンポジウム「生殖補助医療と法規制」では、横野恵「開催趣旨の説明」につづいて、永水裕子「生殖補助医療の規制について考える」、石原理「生殖補助医療への保険適用——その概要と意義——」、小林真紀「『生殖ツーリズム』と法的親子関係——ヨーロッパ人権裁判所の判例に基づく考察」の各報告がなされ、秋元奈穂子「指定発言：法の立場から」、三上幹男「指定発言：医の立場から」を受けた後、登壇者間での議論も含めた活発な質疑応答・総合討論がなされた。

本研究大会の様子は、2023 年 9 月 25 日発行の年報医事法学 38 号にて掲載された。

2 日本生命倫理学会

第 34 回年次大会「ひとに聴き、ひとを見つめる生命倫理」は、2022 年 11 月 19 日・20 日にかけて関西学院大学での対面開催および Zoom ライブ配信で開催され、12 月 4 日までオンデマンド配信がなされた。

初日は、学会企画シンポジウム「個人情報とひとの顔のはざまー データ・尊厳・公共性」、公募シンポジウム「ウクライナにおける臨床試験：戦時下の研究倫理をめぐる国際的議論」、大会企画シンポジウム I 「安楽死問題における＜当事者＞とは誰か？——医療および社会・文化的分脈を踏まえて——」がハイブリッドで開催された。オンライン（ライブ配信）では、公募シンポジウム（1）「生命倫理学における『説明』とは何か——意思決定能力、ナッジ、人工知能の議論による再考」、公募ワークショップ（4）「医療資源配分と高齢者差別——年齢による区別はどの程度許容されるか？」、公募シンポジウム（4）「出生前検査がもたらす課題とその対応——NIPT 以降」、公募シンポジウム（5）「再考『ヒト胚と人間の尊厳』（研究目的や着床前診断を含む）」では、盛永審一郎「再考『着床前遺伝学的検査は人間の尊厳と両立可能か』」、小林真紀「ヒト胚研究に対する規制と『人間の尊厳』の原理——フランス憲法院の判例に基づく考察——」、小出泰士「『原則禁止だが例外的に容認』は、倫理的に正

しいか」の各報告がなされた。

2 日目は、若手発表奨励賞セッションで、高嶋里枝「精神医療に関わる様々な立場の人の語りから考える精神保健福祉法のあり方」、大会企画シンポジウムⅡ「強制不妊はどのような人権／生命倫理の問題か——『優生学』および『性別の自己決定』における『身体の完全性』・『尊厳』・『リプロダクティブ・ライツ』保護の観点から——」がハイブリッドで開催された。オンライン（ライブ配信）として、公募ワークショップ（3）「出自を知る権利——国内外の動向から」。オンデマンド配信された一般演題として、吉峯耕平「個人情報保護法改正と同意のない観察研究」、伊藤暢章・前田義郎「輸血拒否と治療拒否、診療拒否」、冲永隆子・濱田哲郎「当事者の ACP（人生会議）」、遠矢和希「臨床研究における性別／ジェンダーの考慮に関する欧米の対応——covid-19 ワクチンの事例を契機に」。

3 その他

以下、その他の学会・シンポジウムについてであるが、本年は知りえた限りで挙げることにする。

日本賠償科学会は、第 79 回研究会が 2022 年 6 月 4 日に開催された。会長講演・黒木尚長「死因究明における法医実務 50 年の進歩」、教育講演・黒木尚長「ある大阪府監察医の死因決定プロセスの紹介——より正確に診断するためのツールの探索と開発——」につづき、シンポジウム「死因究明制度と死因調整システムの過去・現在・未来」が開催され、織田順「救急医の立場から」、水沼直樹「弁護士の立場から」、黒木尚長「損保顧問医、医療鑑定サービス会社鑑定医の立場から」、山本琢磨「乳幼児突然死を専門とする法医学者の立場から」、近藤稔和「司法解剖の再鑑定を引き受ける立場から」、有賀徹「医療事故調査制度制定に関わった立場から」、山口斉昭「医事法の専門家の立場から」の各報告および、総合討論がなされた。第 80 回研究会は、2022 年 12 月 3 日に開催され、シンポジウム「医療に絡む保険約款の解釈その 1——医療保険等における始期前発病不担保条項」において、岡田恭江「始期前後の疾病の同一性と継続性」、中川佳則「始期前発病不担保条項の法的解釈」、シンポジウム「医療に絡む保険約款の解釈その 2——人傷保険等における限定支払条項」において、小島崇宏「既存疾病による影響の除外に係わる医学的問題」、土岐孝宏「限定支払条項の法的解釈」の各報告・質疑応答がなされたのち、総合討論がなされた。

2022 年 10 月 7 日～9 日にかけて開催された日本公衆衛生学会では、「公衆衛生倫理について考える」と題したシンポジウムが催行された（10 月 8 日、メインシンポジウム 4）。井上悠輔「公衆衛生倫理をめぐる視点と課題」、磯部哲「公衆衛生倫理と法：医事行政法の観点から、COVID-19 対策を素材に」、鈴木基「パンデミックと行動制限：公衆衛生倫理の可能性と課題」。

日本公法学会は 2022 年 10 月 29 日および 30 日に第 86 回総会「社会の危機と公法学——コロナ禍に直面して」を開催した。第 1 部会「感染症対策と人権保障」、第 2 部会「感染症対策の対応手法」。

上智大学生命倫理研究所は、2022 年 9 月 19 日にシンポジウム「徳倫理の現代における可能性——生命倫理への応用——」、2023 年 3 月 4 日に上智大学生命倫理研究所・聖徳大学看護学研究所 2022 年度共催シンポジウムとして「ACP の光と影 高齢者の終末期療養をもう一度考える」を、3 月 11 日にシンポジウム「出自を知ることの重要性を考える～子ども、親、生物学的親の視点から」をそれぞれ催行した。

2023 年 3 月 5 日に、対面形式（一橋講堂中会議場）及びオンライン形式で、「AI（人工知能）の生命倫理」国際シンポジウム（研究代表者 位田隆一滋賀大学名誉教授）が開催された。生命倫理分野で、総論的（下記記載の平澤報告は内視鏡 AI が対象であるが、前半は AI の歴史など総論的な内容ではあった）に、医療 AI を扱ったシンポジウムは今のところこれが初めてであるように思われる。演題は、村上祐子「科学技術のなかの AI 倫理」、Fan Chien Te「AI は Precision Medicine の展開の鍵か脅威か？——生命倫理と法の観点から」、神崎宣次「AI 倫理の基礎的な論点」、平澤俊明「内視鏡 AI の臨床導入の課題と展望」、位田隆一「AI の生命倫理——課題と展望」、児玉聡・高口和也「AI 診療と医師の責任」である。これらの報告の後、総合討論が行われた。個人的には、位田報告と Fan Chien Te 報告が印象的であった。前者は従来の医師・患者関係に「医療 AI」が入り込むことによって、インフォームド・コンセント概念のあり方への影響も含めて、この関係にどのような影響が与えられるのかといったことを検討する必要があることを自覚できた（もちろん、強い AI、弱い AI によって、その影響は異なるように思われるが）。後者は AI というよりも、バイオバンクの法・倫理的な問題を扱っていたように思われるが、個人情報バイオバンクにおいていかに守るべきかといった議論につき、「ブロックチェーン」を取り上げて紹介していたのが刺激的であった。

（船橋 亜希子・小谷 昌子・神坂 亮一）

II 文献紹介

今学界回顧での紹介の対象とする文献は、原則的には、法律時報 2022 年 4 月号から 2023 年 3 月号までの「文献月報」に掲載された文献である。もっとも、すでに昨年度版にて紹介した文献は割愛し、また、文献月報に掲載されていない文献や対象期間以外の時期の文献も必要に応じて適宜紹介していくことにする。

なお、書評・法令紹介・判例評釈等は原則として割愛し、その他文献の紹介も必ずしも網羅的ではないことを予めお断りしておく。

1 医事法一般・記念論文集

最初に、主要関連学会の学会誌につき簡単に紹介する。

年報医事法学 37 号は、日本医事法学会第 51 回研究大会（2021 年開催）の記録を中心とする。個別報告として、稲葉実香「安楽死要件を再考する——比較法の観点から」（8 頁以下）、岡田希世子「インターネット広告における医療広告規制の課題」（17 頁以下）。次いで、「ミニシンポジウム 1 / 『医行為』と刑罰による『医業』独占の意味」の記録として、米村滋人「企画趣旨」（24 頁以下）、松宮孝明「『タトゥー事件』からみる『医行為』と刑罰による『医業』独占の意味」（27 頁以下）、神馬幸一「医業概念における『医療関連性』要件の正体は何か」（35 頁以下）、小谷昌子「医事法学の立場から——あらためていま、医行為を問い直す」（44 頁以下）、小山剛「職業の自由と医行為」（53 頁以下）の各報告のほか、総合討論（62 頁以下）。また、「ミニシンポジウム 2 / 新型コロナウイルス感染症その後：ワクチン接種に焦点を絞って」については、中村好一「企画趣旨」（68 頁以下）のほか各報告および指定発言、総合討論を収録するが、各報告については「15 公衆衛生・地域保健」の項目で詳しく取扱う。その他、判決紹介、医事法トピックス、法令解説、2020 年医事法関係判決目録が収録されている。

生命倫理 32 巻 1 号（通巻 33 号）は、第 33 回日本生命倫理学会年次大会プログラム（当日の記録）のほか、原著論文 3 本、報告論文 7 本を収載。

さて、甲斐克則責任編集「医事法研究」5 号（信山社）においては、「パンデミック宣言下における緊急事態の医薬品等使用許可・承認制度に関する研究」と題した特集が組まれた。まず、「提言」として早稲田大学総合研究機構医療レギュラトリーサイエンス研究所「緊急暫定承認制度（Emergency Temporary Approval: ETA）の創設」（1 頁以下）について、以下の論説が掲載されている。甲斐克則「レギュラトリーサイエンスと医事法——コラボレー

ションの研究成果としての緊急暫定承認制度創設の提言」(31 頁以下)、佐藤雄一郎「ワクチン開発・承認と医事法学」(45 頁以下)、山口齊昭「緊急事態における医薬品等の使用により健康被害が生じた場合の補償について」(55 頁以下)、笠貫宏＝岩崎清隆「コロナ禍における国産ワクチン実用化のレギュラトリーサイエンス的課題」(81 頁以下)、秋元奈穂子「アメリカ合衆国の緊急使用許可制度」(103 頁以下)、北尾仁宏「英国医薬品等承認制度とパンデミック対応——EU との微妙な関係」(129 頁以下)、天田悠「ドイツの医薬品承認制度—新型コロナワクチンに焦点を当てて」(153 頁以下)。同 6 号は、論説として手嶋豊「再論・医療関係者の医療行為実施後の説明義務について (1)」(1 頁以下)、江澤佐知子「出生前検査をめぐる医事法の課題——新型出生前遺伝学的検査 (NIPT) を中心として」(13 頁以下)の 2 本、河原直人「国内外の動向として、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針について」(51 頁以下)、神里彩子「『人を対象とする生命科学・医学研究に関する指針』におけるゲノム研究の取扱い——ゲノム指針特有規定のその後」(67 頁以下)、日山恵美「第 51 回日本医事法学会研究大会」(83 頁以下)、甲斐克則 (監訳)：劉建利＝謝佳君 (訳)「中華人民共和国生物安全法 (訳)」(91 頁以下)、横野恵「ヒト生殖細胞系列ゲノム編集に関する共同声明——英独仏 3 か国の倫理諮問組織による試み」(109 頁以下)を掲載する。そのほか、「医事法ポイント判例解説」5 本を収載。

甲斐克則＝手嶋豊編別冊ジュリスト 258 号「医事法判例百選〔第 3 版〕」が刊行された。第 2 版の刊行が 2014 年 3 月であったことから約 8 年ぶりの改訂ということになる。対象となる裁判例の取捨選択が行われ、2 件を除きすべて平成・令和時代の裁判例となったことには隔世の感を覚えた。なお、電子書籍版は第 2 版と異なり見開きでのデザインが維持されており、引用する際にページ数を示しにくいので注意されたい。

内田博文・岡田行雄 (編著)『日本の医療を切りひらく医事法 歴史から「あるべき医療」を考える』(現代人文社)は医療により人権が著しく侵害された過去の事例などをもとに、今後のあるべき医事法、ひいては医療基本法についても提言する。他方、河上正二『消費者特別講義 医事法』(信山社)は消費者法の大家でもある著者が消費者としての患者の視点から医事法につき概説する。

城祐一郎『医療関係者のための実践的法学入門〔第 2 版〕』(成文堂)は第 2 版に、前田和彦『医事法講義〔新編第 5 版〕』(信山社)は新編第 5 版に、それから、学部生向けのスタンダードな入門書である手嶋豊『医事法入門〔第 6 版〕』(有斐閣)は第 6 版にそれぞれ改訂された。また、葛生栄二郎＝河見誠＝伊佐智子『いのちの法と倫理 新版』(法律文化社)も版が改められた。

(小谷 昌子)

2 医療安全・医療事故

今期、右胸の肋骨の間から器具や胸腔鏡を入れて行なう低侵襲心臓手術（MICS）による手術を受けた患者が死亡した事例につきとりあげ、医療事故調査のあり方を問う論稿（高本眞一「患者中心の医療を病院でいかに行うか 医療事故の判断」日本心臓血管外科学会誌 51 巻 5 号 259 頁以下）が医師により記され、これが公表されたことがひとつのニュースとなった。このような医療事故調査に関する提言が医療従事者からなされることは意義深いことであると感じる。

渡辺千原「医療事故調査の紛争解決過程での利用と課題——訴訟における医療事故調査報告書の扱いからの一考察」立命館法学 405=406 号 810 頁以下は、院内事故調査報告書や医療事故調査・支援センターの報告書が訴訟において当事者から証拠として提出された裁判例を詳細に検討し、これが判決において診療経過など事実認定の根拠となることはままあるが、過失や因果関係など法的判断の根拠となることは多くないこと、また、医療従事者や医療機関側に不利な判断を導く主要な根拠ともなっていないを指摘する。そのうえで、果たしてそれでよいのか、調査報告書の価値の評価のあり方についてさらに考察すべきことを述べる。

渡辺千原「医療安全と紛争解決——連携可能性と紛争解決」法と社会研究 7 号 123 頁以下は、医療安全と紛争解決の連携可能性について論じる。

山口祐輔『『医療紛争相談センター』の活動の軌跡』小賀野晶一先生古稀祝賀論文集『民法の展開と構成』557 頁以下（成文堂）は医療 ADR 機関である医療紛争相談センターの活動を紹介する。海外の状況として、上向輝宜「フランスの医療 ADR 制度について」志學館法学 23 号 125 頁以下。

五十嵐裕美「医療紛争に関連する訴訟外制度」法律のひろば 76 巻 3 号 44 頁以下は、医療事故調査制度、産科医療補償制度、医薬品副作用被害救済制度、医療 ADR について解説する。

金銭的な補償のみならず、再発防止のための制度があることこそが医事法における人権救済の特徴であることを述べるものとして、小谷昌子「医事法における人権救済の法理と政策」金子匡良＝山崎公士＝嘉藤亮編著『人権の法構造と救済システム』（法政大学出版局）。

他方、医療不信が根強い韓国において近時成立した病院の手術室に監視カメラの設置を義務づける規定を盛り込んだ改正医療法については、中村穂佳「手術室への CCTV 設置の義務付け＜短信／韓国＞」外国の立法 290-1 号 42 頁以下。

医事業務 635 号では特集「医療メディエーターと医療安全」が組まれ、医療安全の観点からみた医療メディエーションの役割につき、参考となる事例などが紹介される。

（小谷 昌子）

3 医療過誤（民事）

今期、医師の過失判断に関する論文がいくつかみられた。山口齊昭「医療水準の適用のあり方に関する一考察」小賀野晶一先生古稀祝賀論文集『民法の展開と構成』501 頁以下（成文堂）は、近時の裁判例から医療水準論や医学的知見のみを重視した医療、専門医制度の問題点を指摘するとともに、医療事故訴訟における最新の過失判断構造について明らかにする。

平野哲郎「医療水準論と医療施設の特性、診療ガイドライン、添付文書、医療事故調査報告書」立命館法学 405=406 号 638 頁以下は、近時の裁判例を分析し、医師の過失判断がどのようになされているかをその根拠となるファクターごとに分析する。なお、医療従事者向けの解説として平野哲郎「医療者の過失はどのように判断されるのか——医療水準論とはどのような枠組みなのか」周産期医学 53 巻 7 号 1012 頁以下も参照されたい。

他方、金崎浩之「医療過誤訴訟における相当程度の可能性法理と医師の割合的責任」いほの会編『医と法の邂逅 第 4 集』115 頁以下（尚学社）は、相当程度の可能性につきその要件も含め明らかにするとともに、患者生存の可能性に応じた医師の責任につき論じる。

医師の民事責任については、ほかに、我妻学「診療録等の改ざんと医療訴訟（1）（2）（3）」東京都立大学法学会雑誌 62 巻 2 号 21 頁以下、同 63 巻 1 号 25 頁以下、同 63 巻 2 号 27 頁以下が、診療録が医師の説明や、患者に起きた悪しき結果の原因分析において重要な意義を有することから、診療録等の改ざんが問題となった民事裁判例を分析し、診療録の記載に基づく医師の顛末報告義務につき明らかにする。長島光一「医師の言動による法的責任——医療現場におけるロボットの利用に向けて」いほの会編『医と法の邂逅 第 4 集』153 頁以下（尚学社）は、患者対応目的のロボットの医療現場における利用を視野にいれ、裁判例から医師の患者に対する言動に関する責任を考察する。小谷昌子「科学的根拠に乏しい診療に対する事前規制の必要性」神奈川法学 55 巻 1 号 53 頁以下は、がん患者に対してエビデンスに乏しい診療がなされた事例に関する裁判所の判断を分析し、事後的な救済では限界があり何らかの事前的規制の必要性を主張する。

海外の動向については、岡林伸幸「医療と民法 ドイツの医師責任法」小賀野晶一先生古稀祝賀論文集『民法の展開と構成』453 頁以下（成文堂）は、患者による損害賠償責任追及の局面を想定し、実体的側面と手続的側面における医師の責任をドイツにおける患者の権利法を参照しつつ明らかにする。

法律のひろば 76 巻 3 号は「医療訴訟・医療紛争の現状と課題」とする特集を組む。細川大輔「医療紛争に関する最高裁判例」（4 頁以下）、大森夏織「近年の医療訴訟審理の課題」（13 頁以下）、松井菜採「医療訴訟における診療ガイドラインの利用」（19 頁以下）、三枝恵

真「消費者被害型医療紛争」(35 頁以下)は、医療事故訴訟やそこにおける裁判所による判断の最新の傾向などについて理解するために有用である。

最後に、研究書というよりは実用書に分類される書籍と思われるが、日経メディカル編『74 の注目判例に学ぶ 医療訴訟対策の勘所』(日経メディカル)は実務家が医療事故から労務トラブル、医師法違反事件まで医事紛争訴訟につき解説を加える書である。とはいえ、医療事故に関する判決の取扱いが最も多いのでここで紹介しておく。

(小谷 昌子)

4 医師患者関係

手嶋豊「再論・医療関係者の医療行為実施後の説明義務について (1)」医事法研究 6 号 1 頁以下は、医療行為実施後の医師をはじめとする医療従事者の説明につき裁判例を参照しつつ明らかにしようとする。未完のため、続編を待ちたい。

小山田朋子「医療におけるインフォームド・コンセントと『危険の引き受け』との関係 アメリカ法の議論から」法學志林 120 巻 1 号 98 頁以下は、アメリカにおける議論状況を参照しつつ、被害者による「危険の引き受け」の側面からインフォームド・コンセントを捉えなおそうとする。

近年多く見られる高齢者や判断能力が減退した患者の医療同意の問題だが、今期もこれに関連する論文が多くみられた。石尾賢二「入院・入所中の高齢者の状況変化への病院・施設対応と家族関与の問題について——終末期前の治療・介護における自己決定と家族支援のための説明義務」法政研究 26 巻 1 号 1 頁以下は、医療機関や介護施設などの施設に入院、入所する高齢者の当初の状況や容態が変化することに着目し、入院・入所時の契約をその後改定していく際の家族の関与のあり方について考察する。また、原田剛＝田中宏治＝山口斉昭＝松嶋隆弘＝石田瞳編『民法の展開と構成 小賀野晶一先生古稀祝賀』（成文堂）は最初の章を「意思決定支援と民法」と題し、遠藤研一郎『医療同意』に関する覚書——小賀野民法学の断片的検証も兼ねて（3 頁以下）、成本迅「意思決定能力が低下した人への支援——医療福祉領域での実践」（27 頁以下）、橋本有生「意思決定が困難な人への医療提供における緊急事務管理の適用とその限界——イングランドにおける 2015 年『善きサマリア人法』の制定を参考に」（149 頁以下）などが医療同意やそれに関する意思決定支援について論じる。その他、医療同意無能力を判定する基準と家族の同意との関係を検討するのが前田泰「医療同意無能力の判定と家族の同意——インフォームド・コンセントの視点から」群馬大学社会情報学部研究論集 30 巻 107 頁以下。その他、「特集 認知症の人への医療行為に対する意思決定支援」日本医事新報 5146 号 18 頁以下、有嶋咲「判断能力喪失者に対する医的侵襲の同意」法政論叢 57 巻 97 頁以下（2021 年）など。

石田瞳「インフォームド・コンセントから SDM（意思決定の共有）へ」小賀野晶一先生古稀祝賀論文集『民法の展開と構成』475 頁以下（成文堂）は、医師患者関係の観点から shared decision making の日本への導入可能性を考察する。

木下正一郎「説明義務、インフォームド・コンセントの課題」法律のひろば 76 巻 3 号 27 頁以下は、裁判例や近年の学説をとりあげつつ、医師の説明義務やインフォームド・コンセントの最新の到達点につき述べる。

その他、小室愛莉奈「医師の説明義務の再構成：自己決定権の観点から」立命館法政論集 20 巻 115 頁など。

（小谷 昌子）

5 医療過誤（刑事）・医療者の刑事責任

大谷實『医師法講義』（成文堂）が上梓された。

治療行為の正当化について、特に、患者の意思に反する治療行為たる専断的治疗行為の正当化の可能性について論ずるのは、西元加那「同一法益主体内における生命と身体の完全性という利益の衝突——緊急避難規定適用の可能性に関する一考察——」東洋大学大学院紀要 58 号 65 頁以下。

「医療過誤（刑事）・医療者の刑事責任」というテーマから若干離れるものではあるが、山口厚＝井田良＝佐伯仁志＝松原芳博＝仲道祐樹編『高橋則夫先生古稀祝賀論文集 上巻』（成文堂）における若尾岳志「『尊厳』に関する覚書：刑事裁判例に表れる『尊厳』」19 頁以下、大関龍一「被害者の治療拒否と結果帰属」243 頁以下に加え、城祐一郎「医療関係者に対する犯罪及び迷惑行為をめぐる諸問題」捜査研究 871 号 36 頁以下、これらの視点も重要かつ興味深い。

なお、精神医療に関わるものについては、「13 精神医療」を参照されたい。

（船橋 亜希子）

6 医療専門職・医療機関

1) 医療専門職

「医事法学界の歩み 2017」より、いわゆるタトゥー事件に関する論攷を紹介してきたところであるが、関連論攷として、今期は、「医事法学界の歩み 2021」で触れた日本医事法学会第 51 回研究大会（2021 年 11 月 21 日開催）ミニシンポジウム 1「『医行為』と刑罰による『医業』独占の意味」の抄録を収録した年報医事法学 37 号 24 頁以下、神馬幸一「医業概念の再定位：いわゆる『タトゥー事件』を契機として」獨協法学 117 号が発表されている。前者は、米村滋人「企画趣旨」24 頁以下、松宮孝明「『タトゥー事件』からみる『医行為』と刑罰による『医業』独占の意味」27 頁以下、神馬幸一「医業概念における『医療関連性』要件の正体は何か」35 頁以下、小谷昌子「医事法学の立場から——あらためていま、医行為を問い直す」44 頁以下、小山剛「職業の自由と医行為」53 頁以下、「総合討論」62 頁以下からなる。後者は、日本医事法学会第 51 回研究大会報告の抄録内容に加筆修正を加え、業務規制概念につき刑事法学的観点から考察した論攷となっており、行為の危険性という量的発想とは別個に、「医師の職分」という新たな質的発想を介して医業概念の実質化を図るべきとする。

大谷實「医療行為に付随する医師の法的義務」同志社法學 74 巻 4 号 1543 頁以下は、医師の業務上の義務につき解説するものであるが、特に診察義務（応招義務）については私見を含む詳細な記述がなされている。応招義務については、医師法の規定に基づく医師の義務と私法上の責任との関係について検討した上で、当該規定による診療契約の締結強制の可能性を視野に入れた試論を展開する論攷として、谷江陽介「応招義務（医師法 19 条 1 項）と私法上の責任：締約強制理論の観点からの一考察」立命館法学 399・400 巻 2468 頁以下（2022 年 3 月）がある。また、医師や歯科医師の資格に関する歴史的経緯にかかる論攷として、鈴木哲造「引揚医師及び歯科医師の資格認定問題」中京法学 56 巻 1 号 51 頁以下（2021 年 8 月）がある。当該論攷では、引揚医師及び歯科医師の資格認定にかかる救済措置が、ニセ医者や医療の質という戦後の専門職としての資格制度に関わる課題を抱える要因の一端となった経緯を知ることができる。

医師以外の医療スタッフにかかるものとして、安倉央「保険薬局薬剤師による老年期疾患早期発見のための地域医療連携の構築と検証」福岡大学薬学集報 23 巻 59 頁以下は、薬局薬剤師による認知症や骨粗鬆症の早期発見のための地域医療連携の構築をめざす取り組みにかかる事例検証の報告となっており、地域包括ケアシステムにおける薬剤師の役割の一端を垣間見ることができる。また、助産師の業務に関連して、避妊教育・相談における個別相談・集団教育の促進因子・阻害因子について考察した山本真実他「助産師による避妊教育・相談に関する実態調査」日本助産学会誌 37 巻 1 号 39 頁以下がある。

（和泉澤 千恵）

2) 医療機関

2025 年問題がわが国を直撃する中、医療供給体制を急ピッチで整備することが求められている。いわゆる、人口減少期・現役世代急減期の医療供給体制をいかに構築すべきかにつき、諸外国でも取り組みは模索されているところである。ドイツでの医療機関の立地に関する制度及び政策内容を紹介し、我が国での当該分野での議論に資する示唆を提供する田中伸至「ドイツにおける医療機関の立地と空間整備・中心地構想——メクレンブルク・フォアポンメルン州を例に——」法政理論 55 巻 1 号 38 頁以下は興味深い。

治験における製造販売後調査につき、製薬企業や医療機関にアンケート調査を行い検討する文献として、平島学＝脇之菌真理他「使用成績調査におけるインフォームド・コンセントおよび倫理審査に関する製薬企業および医療機関に対する全国アンケートによる比較検討」53 巻 5 号 159 頁以下がある。なお、対象は異なるが、同様のアンケート調査につき、寺田麻里＝佐藤弥生他「電子的手法によるインフォームド・コンセントを受ける手続きに関する実態調査——臨床研究コーディネーター等を対象とした Web アンケート調査」臨床薬理 54 巻 1 号（2023 年）29 頁以下も併せて参照されたい。

（神坂 亮一）

7 薬機法関連（医薬品・医療機器）

わが国では周知のとおり、医薬品及び医療機器等につき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）（以下、薬機法）上、これらの有効性及び安全性を十分確認したうえで薬事承認されている。特に、健康被害の拡大を防止するために、他国で承認販売されている新薬が通常よりも簡素な手続を経て承認された場合、これを速やかに使用できる「特例承認制度」が確立されていることは周知の通りである。更に、2022 年 5 月 22 日の薬機法の改正で、「緊急承認制度」が新たに創設されるに至った。特例承認制度よりも更に迅速に承認を行うことが可能となった。この制度につき、荒川裕司「緊急承認制度の概要」レギュラトリーサイエンス学会誌 13 巻 1 号 39 頁以下を参照されたい。なお、アメリカの緊急使用許可制度（Emergency Use Authorization）の性格を分析した上で、我が国の公衆衛生上の緊急事態での法規制への示唆を得るための検討を行う秋元奈穂子「公衆衛生上の緊急事態における医薬品の規律——米国緊急使用許可の性格と制度的対応」立教法学 105 巻 1 頁以下も併せてお読みいただきたい。

当期も、医薬品及び医療機器に関する文献も出版された。まず、内田一郎＝芹生卓『製薬医学入門』（メディカルサイエンスインターナショナル）、山根隆志編著『医療機器開発ハンドブック』（森北出版）がある。医療機器開発業界の近況を知るには、野村総合研究所ヘルスケア・サービスコンサルティング部『医療機器業界のしくみとビジネスがしっかりわかる教科書』（技術評論社）がある。

また、医薬品及び医療機器を巡る法的問題につき、倉賀野伴明『医療機器ビジネスの法律実務』（中央経済社）、森・濱田松本法律事務所ヘルスケアプラクティスグループ編『ヘルステックの法務 Q & A 第 2 版』（商事法務）、TMI 総合法律事務所編『ヘルスケアビジネスの法律相談』（青林書院）がある。

医薬品及び医療機器の開発では、産官学連携が何よりも重要である。その際、大学と企業は共同研究開発契約を締結することになる。その際に生じる法的問題につき、重富貴光＝酒匂景範他『共同研究開発契約の法務 第 2 版』（中央経済社）が有益である。なお、かかる分野は、新規参入が著しいために、スタートアップ企業に対する支援も求められる。こうした動向なども踏まえる必要がある。マクロ的な動向としては「バイオエコノミー」といった概念の理解も大切である。バイオエコノミーにつき、山本一彦総監修『バイオものづくりへの挑戦 バイオフィュードリの成功戦略』（中央経済社）がある。創薬関連のバイオベンチャー育成のヒントを提示する NLS パートナーズ＝栗原哲也『創薬の課題と未来を考える バイオベンチャーがこれから成長するために必要な 8 つの話』（PHP エディターズ・グループ）も貴重である。また、スタートアップにつき経済学から検討する加藤雅俊『スタートアップの経済学 新しい企業の誕生と成長プロセスを学ぶ』（有斐閣）が重要である。わが国には「岩盤規制」といったものがあるが、特に、医療 AI は成長分野であるので、かかる分野でのイ

ノベーションを阻害する方向で法律が機能してはならない。

なお、医薬品企業につき、九州地方を中心に、その系列化や販売地域、M&A などを実地調査した研究として、藤野義和「わが国の医薬品卸の変遷：九州地方の卸を対象とした 1990 年から 2005 年の実態調査」信州大学経済学論集 13 号 59 頁以下がある。

医薬品及び医療機器による健康被害の問題も置き去りにしてはならない。健康被害救済制度につき、宮坂信之「健康被害救済制度の運用改善などに関する検討会の取り組みについて——現状と課題——」レギュラトリーサイエンス学会誌 13 巻 1 号 15 頁以下及び松野強「健康被害救済制度の概要と組織としての課題」レギュラトリーサイエンス学会誌 13 巻 1 号 23 頁以下がある。

十万佐知子『医薬分業のための疑義照会：実態調査より』（尚学社）は薬局薬剤師へ行ったアンケート結果から疑義照会の実態及びその問題点を明らかにする。

（神坂 亮一）

8 医学研究

当期、「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」（令和 5 年法律第 57 号）が施行された。その目的規定には、「ゲノム医療が個人の身体的な特性及び病状に応じた最適な医療の提供を可能とすることにより国民の健康の保持に大きく寄与するものである一方で、その普及に当たって個人の権利利益の擁護のみならず人の尊厳の保持に関する課題に対応する必要があることに鑑み、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策（以下「ゲノム医療施策」という。）に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他ゲノム医療施策の基本となる事項を定めることにより、ゲノム医療施策を総合的かつ計画的に推進すること」（第 1 条）が定められている。

その評価につき、「欧米では『遺伝情報の活用と差別防止は車の両輪』とされる。ようやく日本も国際標準に向けて一步を踏み出したといえよう。ただ罰則規定がなく、実効性が課題になる。国と医療界は差別や偏見、不利益な扱いを生まない取り組みを急がねばならない。」との見解もある（2023 年 8 月 16 日 京都新聞 <https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/1065749>）。

当該分野での法的議論として、米村滋人「個人情報保護・遺伝子差別禁止と『ゲノム法制』のあり方<地平線>」ビジネス法務 22 巻 3 号 1 頁以下、山本龍彦＝石本晃一他「保険領域における遺伝情報の保護および利用について」慶応法学 47 巻 107 頁以下がある。

バイオバンクに関する議論として、以下の文献がある。遠矢和希＝山本圭一郎他「研究用バイオバンクにおける金銭を対価とした人試料等の提供モデルの検討——現状の課題と『公益信託』の適用可能性——」臨床薬理 54 巻 1 号 29 頁以下はバイオバンクにおける人由来試料の提供の問題につき、いくつかの契約類型を検討し、「公益信託」モデルを提唱する。山本英喜＝平沢晃「バイオバンクと残余検体使用の考え方」岡山医学会誌 134 巻 2 号 119 頁以下は人由来試料の保管の重要性が高まる中、臨床検査を終えた、いわゆる「残余検体」の取り扱いにつき検討する。山本圭一郎＝井上悠輔他「カストディアンシップとバイオバンク——人由来試料・情報の第三者提供の新たな枠組みの提案——」臨床薬理 53 巻 4 号 147 頁以下はカストディアンシップに基づく人由来試料の提供の枠組みを提唱する。岡田法大「バイオバンク（UK Biobank）利用の現状」政策研ニュース 68 号 61 頁以下はイギリスのバイオバンクの現状を丁寧に紹介する。

また、わが国での医学系研究における諸指針のもとで行われる精神医学研究につき、その課題等を検討する文献として、飯島祥彦「人を対象とする生命科学および医学系研究に関する倫理指針のもとでの精神医学研究の課題とその対応」精神神経学雑誌 124 巻 7 号 457 頁以下がある。

当期、甲斐克則『人体情報と刑法』（成文堂）が上梓された。本書の性格につき、「医療情報と遺伝情報、さらにはゲノム情報を総称して『人体情報』として位置づけ、それらが医事

刑法ないし医事法とどのようにかわるかを究明しようとする書」(はしがき)とする。今般、いわゆる、「ゲノム医療推進法」も施行されたこともあり、本書の重要性はますます高まるに違いない。

(神坂 亮一)

9 医療政策・医療制度

1) 医療政策

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号）」（「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進：医師の働き方改革、各医療関係職種の専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保等：良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号）令 3・5・28 公布 令 6・4・1 施行（一部を除く）」時の法令 2139 号 4 頁以下を参照）の成立によって、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う地域における医療提供体制の速やかな構築といった取り組みを前進させることが期待される。新型コロナウイルス感染症の拡大による我が国の医療提供体制における課題が浮き彫りとなり、それをどう克服するかが喫緊の課題であろう。その課題につき、国際比較を通して検討する著作として、松田晋哉『ネットワーク化が医療危機を救う——検証新型コロナウイルス感染症対応の国際比較——』（勁草書房）がある。

（神坂 亮一）

2) 医療制度（医療制度史を含む）

（1）概論

2023 年 5 月 8 日より、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、第 2 類相当である「新型インフルエンザ等感染症」から第 5 類へと移行した。これに伴って、「これまでの法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組を基本とする対応に転換すること」となった。いよいよ、我が国も、ポスト・コロナ社会のあるべき姿を考える必要が出てきたように思われる。

今後、新型コロナウイルス感染症とは何であったのか、といった本質的な問題に取り組まねばならない。そこで、人類史上希に見るこの災厄につき、歴史的に振り返って、この感染症の位置づけをしっかりと行っていく必要がある。特に、感染症の流行に対して、国家はどのように対応したのかといった問題を見つめ直すこと

が肝要であろう。千葉芳広『帝国主義とパンデミック——医療と経済の東南アジア史』（吉川弘文館）では、「帝国医療」（「支配する側の威信を示しつつ、現地の生態環境および社会経済の再編成を方向づけることを目指している」110 頁）をキーワードに、東南アジア支配において、この医療がどのような役割を果たしていたのかを浮き彫りにする。永野正宏『北海道天然痘流行対策史——アイヌ民族と安政年間の種痘を中心に——』（北海道大学出版会）では、蝦夷地における種痘流行対策につき詳細に論じている。なお、国家が国民の健康にどこまで介入すべきかにつき、公衆衛生倫理学の観点から検討する著作として、玉手慎太郎『公衆衛生の倫理学——国家は健康にどこまで介入すべきか——』（筑摩書房）がある。特に、新型コロナウイルス感染症への対応につき、第 5 章を参照されたい。

また、明治時代の「ツベルクリン騒動」を素材に、その開始・展開・終息を克明に描き出し、この騒動を北里柴三郎と伝染病研究所とに関連づけて論じている月澤美代子『ツベルクリン騒動——明治日本の医と情報——』（名古屋大学出版会）は、コッホによる「結核」の新治療薬につき、当時の社会がいかに受けとめたのかを当時の情報伝達媒体である多くの医学雑誌を参考に検討している。

リサ・カートライト（長谷正人監訳・望月由紀訳）『X 線と映画——医療映画の視覚文化史』（青弓社、2021 年）は、本作の目的につき、「十九世紀から二十世紀初頭に『生命』を捉えようとした医療の様々な試みを描き出すことにあり、X 線映画はそれらの道具にすぎない。」（訳者あとがき 285 頁）とする。特に、第 5 章「分解される身体——X 線と映画」と第 6 章「女性と X 線写真術という公的文化」は、「生命記録装置」たる X 線技術が、科学と見世物の境界で、いかに社会に受け入れられたかがよく分かる。

2022 年 6 月 7 日の政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（骨太の方針）において、現役世代の負担上昇を抑制しつつ、負担能力に応じた負担のあり方等について総合的な検討を進める（https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2022/1124_09.html）ことが示されている。特に、そこでは、「負担能力に応じて、すべての世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みを強化するための高齢者の保険料負担のあり方や、被用者保険者間の格差是正の方策」が論点となっている。医療保険制度の今後のあり方を考えていく際、当該分野で官僚がどのような改革案を提示したのか、を歴史的にたどることも非常に有意義であると考ええる。こうした観点から検討する著作として、三谷宗一郎『戦後日本の医療保険制度改革——改革論議の記録・継承・消失——』（有斐閣）がある。

（神坂 亮一）

（２）地域医療制度

わが国は、周知の通り、高齢化が諸外国に例を見ないほどに進行している。こうした状況下で、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年以降、医療供給の面で曲がり角を迎えることになるのは必至だ。特に、こうした局面では、重要な柱の 1 つである、いわゆる、「地域医療構想」の推進が求められる。更に、在宅医療との関係でいえば、「地域包括ケアシステム」ともこの構想は関係性がある。

地域包括ケアシステムは、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）における「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」（同法第 2 条第 1 項）のことを指す。

こうした定義規定はともかくとして、現在の著しい高齢化の進行に伴って、多くの高齢者が経済的に余裕のない中で、地域包括ケアシステム自体を推進するにあたって、様々な課題も浮き彫りになってきた。こうした点を踏まえて、地域包括ケアシステムと一体化させた地域再生のための処方箋を提示する猿渡知之「超高齢時代を乗り切る地域再生の処方箋：地域医療構想・地域包括ケアシステムと一体化した地域再生に向けて（上）（中）（下）」地方財務 822 号 85 頁以下、823 号 147 頁以下、824 号 132 頁以下は興味深い（なお、猿渡知之『超高齢時代を乗り切る地域再生の処方箋——京都大原記念病院グループの足跡に見る——地域医療構想・地域包括ケアと一体化した地域再生モデル』（ぎょうせい）も併せて読んでいただきたい）。また、梶本和宏「超高齢化における地域完結型包括ケアシステム構築を目指して——敷地内介護老人保健施設の一部を介護医療院に転換し、地域医療介護ニーズに応える」月刊新医療 50 巻 1 号 34 頁以下も参照されたい。

地域医療における新型コロナウイルス感染症への対応につき、尾崎治夫「新型コロナウイルス感染者に対する地域医療の現状と課題」公衆衛生 87 巻 1 号 326 頁以下がある。

また、2015 年 10 月に、厚生労働省は、「患者のための薬局ビジョン」を公表し、2021 年 8 月に、その具体化に向けた取り組みとして、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局認定制度を開始した。当該薬局の役割を解説する孫尚孝「認定薬局が地域医療において担う役割と期待」薬局薬学 14 号 77 頁以下がある。

（神坂 亮一）

(3) 医療保険制度

2022 年 4 月から、人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」が、医療保険の適用対象となった。関連論攷は、2021 年度の学界回顧「生殖補助医療」で取り上げたが、その他、乙部由子「不妊治療の医療保険適用にむけた課題」金城学院大学論集・社会科学編 18 巻 2 号 58 頁以下（2022 年 3 月）は、女性のキャリア形成を主軸に、不妊治療が必要とされる要因等に関する社会的背景や医療保険適用の課題について考察する。今期は、当該事項につき、特に臨床雑誌等に関連論攷が多数みられた。例えば、上澤悦子「不妊治療の保険適用拡大を解説する——助産師に知っておいてほしいこと」助産雑誌 76 巻 4 号 434 頁以下、杉山カ一他「不妊治療保険適用によるメリット・デメリット」臨床泌尿器科 76 巻 8 号 690 頁以下、平田哲也「保険適用拡大における不妊の薬物療法」薬局 73 巻 10 号 2477 頁以下、松山玲子・西井修「保険適用拡大で不妊治療はどう変わったか」薬局 73 巻 10 号 2471 頁以下、堤治「生殖医療の最近の進歩とフェムテック」産婦人科の実際 71 巻 13 号 1523 頁以下、高井泰「不妊治療の保険適用による変化」内科 131 巻 1 号 153 頁以下、藤原敏博「体外受精の保険制度」産婦人科の実際 72 巻 1 号 53 頁以下などがある。なお、生殖補助医療の保険適用以外の事項にかかる臨床雑誌掲載論攷として、臨床婦人科産科 76 巻 6 号は、「生殖医療・周産期にかかわる法と倫理——親子関係・医療制度・虐待をめぐって」という一連のコンテンツ記事の中に「周産期にかかわる医療制度」と冠する 3 つの論攷、長治誠「入院助産制度と出産扶助・医療扶助」560 頁以下、梅木和宣「わが国における医療安全施策」569 頁以下、鈴木英明「産科医療補償制度の変遷」574 頁以下を掲載する。また、産婦人科の実際 72 巻 1 号では、「特集 産婦人科における保険診療と自費診療」が組まれており、例えば、福井谷達郎「介護保険制度における産婦人科診療」23 頁以下、倉澤健太郎「医療保険制度における公費医療と医療費助成事業」29 頁以下、岩佐武・武田明日香「先進医療と保険制度」35 頁以下などの論攷が掲載されている。

日本の医療保険制度に関連して、杉田米行『国際関係の変動と日本医療保険制度史』（国際書院）が上梓されている。本書は、19 世紀末から 1950 年代までの国際政治史において日本がおかれた状況が日本国内の医療保険制度の形成・展開に影響を与え、この時期に日本の医療保険制度の原形が創設されたとして、詳細な国際情勢と日本の保険医療制度の創生期における国内情勢を対応させた叙述がなされており、興味深い。その他、医療保険制度にかかる論攷として、児山正史「準市場としての医療保険制度（1）（2）」人文社会科学論叢 13 号 261 頁・同 14 号 115 頁以下は、日本の医療保健制度が、サービスの費用を利用者ではなく政府が負担する一方で、政府・供給者・利用者などの当事者の間に交換関係がある方式たる準市場として長らく存在してきたために、他の方式よりも優れているか否かの検証が困難であると指摘した上で、調査データ等に基づいた準市場の成功条件や評価基準などに関する分析を通して、現在の準市場としての日本の医療制度の状態について検討している。医療制度の新たな論点について触れるものとして、保田宗良「医療マーケティング研究の論点

整理とそれらの考察」人文社会科学論叢 13 号 161 頁以下がある。また、佐野誠「医療保険契約の保険約款における『入院』の該当性：鹿児島地裁平成 29 年 9 月 19 日判決平成 26 年（ワ）第 46 号保険金支払請求事件判例時報 2397 号 85 頁」福岡大学法学論叢 67 巻 4 号 921 頁以下は、当該裁判例の評釈に先立って、医療保険契約の約款における入院定義の該当性の当否につき判断した裁判例を俯瞰する検討がなされている。

海外の医療保険制度等に関する論攷として、小笠原信実「文在寅ケアの成果と課題」九州国際大学国際・経済論集 10 号 59 頁以下、張帆「中国の公的医療保険：戸籍制度がもたらす課題とその克服」六甲台論集・法学政治学篇 69 巻 2 号 23 頁以下がある。なお、藤原正子「福祉国家英国での暮らし紀行：1982 年-1984 年頃のソーシャルワーク現場から」商学論集 91 巻 3・4 号 71 頁以下は、筆者の英国滞在中の体験等を紹介しており、NHS（National Health Service）を含む福祉サービス内容の一端を知ることができる。

（和泉澤 千恵）

（４）救急医療・災害医療

田中加苗＝鈴木千琴＝藤井愛海＝中島麻紀＝原朱美＝中山洋子＝南裕子＝片田範子「資料 災害による病院避難時のトリアージで看護職が経験する倫理的葛藤に関する文献検討」日本災害看護学会誌 23 巻 3 号 50 頁以下は、国内外での病院避難の実態を調査し、看護職がトリアージの際に経験した倫理的葛藤——たとえば患者の無害原則と自律尊重の対立、患者の生存の権利と看護師の生存の権利などを明らかにするとともに、平時からの議論の必要性を説く。

公衆衛生 86 巻 7 号「特集 災害対策・危機管理の専門家による COVID-19 パンデミックの検証」は、COVID-19 のパンデミックを災害の専門家がどう捉えるかという特集であるが、災害医療の現在地点を確認することができる。とりわけ、武田文男「感染症等の危機に対する法制度・体制の見直し」（570 頁以下）、牛山久仁彦「自治体の危機管理をめぐる現状と新型コロナ対応に見る課題」（588 頁以下）、牧紀男「防災対策と COVID-19 パンデミックの対応」（606 頁以下）、阿南英明「災害医療の視点から見た COVID-19 に対する公衆衛生システムの現状と課題」（612 頁以下）。

（小谷 昌子）

10 生殖補助医療・人工妊娠中絶

1) 生殖補助医療

2020 年度学界回顧で取り上げた「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」（令和 2（2020）年 12 月 11 日法律 76 号、以下、生殖補助医療法と略することがある。）に関連する論攷が、今期も発表されている。まず、子の出自を知る権利にかかる論攷として、松尾直紀「憲法上の権利としての『自己の出自を知る権利』の意味」法政大学大学院紀要 88 巻 34 頁以下（2022 年 3 月）、太田誠一「生殖補助医療で生まれる子の出自を知る権利について——未来世代の福祉を考える——」こども教育宝仙大学紀要 14 号 21 頁以下がある。前者は、ドイツ連邦憲法裁判所の判決及び決定を紹介しながら、主に遺伝的・生物学的父に関する「自己の出自を知る権利」の内容を明らかにしようとするものである。また、後者は、特別養子制度と比較しつつ、第三者配偶子をもちいた生殖補助医療で生まれる子の出自を知る権利の保障のためには、父母による真実告知を推進しながら、出自情報を一元管理する中央機関を設置した上で、当該機関による情報の管理と提供がなされるべきであり、父母による真実告知が実施されない場合には、子が一定年齢に達した時期に、当該機関によって公的に真実告知がなされるべきであると主張する。なお、本稿は、生殖補助医療法が成立したことを受けて、令和 2（2020）年 12 月 9 日に発足した、同法を提出した超党派国会議員らでつくる「生殖補助医療の在り方を考える議員連盟」（会長・野田聖子自民党幹事長代行）が、2022 年 3 月 7 日にとりまとめた報道されている「生殖医療民法特例法附則 3 条の法制上の措置等に関する骨子案」についても紹介している。これに関連して、日本産科婦人科学会は、令和 5（2023）年 1 月 15 日に開催したシンポジウム「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について——議論すべき課題の抽出——」の議論等から抽出した精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療に関する議論すべき課題や要望をまとめた報告書「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療についての——議論すべき課題の抽出——」（2023 年 4 月 7 日）（https://www.jsog.or.jp/news/pdf/20230606_rinri3.pdf）を公開している。同学会は、当該報告書に基づき、「生殖補助医療の規律に関する立法について（たたき台）【特定生殖補助医療に関する法律案（仮称）（新規立法）】」（https://www.jsog.or.jp/news/pdf/20230606_rinri1.pdf）を作成し、2023 年 6 月 5 日に、これを生殖補助医療の在り方を考える議員連盟に提案している。2 年を目処とするとした生殖補助医療法附則 3 条の検討事項に関する今後の動きについては、引き続き、注目されるところである。その他、生殖補助医療にともない親子関係が争われた事案を素材に立法と司法とが相互にいかなる影響を受けているかを考察するものとして北出裕哉「生殖補助医療を伴う親子関係事件における法形成——司法の役割と課題の一考察——」

立命館法政論集 21 号 1 頁以下が、性別変更をした精子提供者たる血縁上の父に対する認知請求事案を紹介するものとして上杉雅央『凍結保存精子を用いた生殖補助医療により出生した子』による性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法に基づいて性別変更した『精子の提供者である血縁上の父』に対する認知請求——東京家庭裁判所令和 4 年 2 月 28 日判決及び東京高等裁判所令和 4 年 8 月 19 日判決——」駒澤法曹 19 巻 321 頁以下がある。また、生殖補助医療全体につき概観する論攷として、水野紀子「生殖補助医療を考える」法学教室 506 号 86 頁以下がある。

ところで、臨床婦人科産科は、生殖補助医療に関連する多くの特集を組んでいる。まず、臨床婦人科産科 76 巻 4 号・増刊号は、「最新の不妊症診療がわかる！ 生殖補助医療を中心とした新たな治療体系」と題する特集号となっている。同特集号中、生殖補助医療法に関連する論攷として、石原理「親子関係に関する民法の特例法について」6 頁以下、久具宏司「卵子提供とその問題点」286 頁以下、吉政佑之・浜谷敏生「精子提供と提供精子の需要、子どもの出自を知る権利」282 頁以下がある。次いで、臨床婦人科産科 76 巻 6 号 518 頁以下は、特集「生殖医療・周産期にかかわる法と倫理——親子関係・医療制度・虐待をめぐる」を組んでおり、生殖補助医療にかかる親子関係や子の出自を知る権利につき、石原理「卵子提供によって出生した子の親子関係」518 頁以下、久慈直昭「精子提供によって出生した子の親子関係——出自を知る権利を含めて」523 頁以下、南貴子「代理懐胎によって出生した子の親子関係」529 頁以下、中塚幹也「LGBT カップルが子をもつ場合の親子関係」547 頁以下などの論攷を掲載する。なお、臨床婦人科産科 76 巻 11 号 1052 頁以下は、特集「生殖医療の安全性——どんなリスクと留意点があるのか？」の中で、統計、患者に対する安全性、手技の安全性、受精卵や児・家族への影響に関連する臨床にかかる多数の論攷を掲載している。また、HORMONE FRONTIER IN GYNECOLOGY 29 巻 4 号 10 頁以下は、「特集 生殖医療の倫理的・法的諸問題」を組み、例えば、子の出自を知る権利に関する久慈直昭「配偶子提供で創られる家族——精子提供を中心に——」17 頁以下（なお、本論攷は、先に触れた臨床婦人科産科 76 巻 6 号 523 頁以下で紹介しているものと同様の事例に触れた上で、異なる観点から私見を展開している。）、石原理「出自を知る権利」53 頁以下や、法制度について概観する久具宏司「第三者を介する生殖医療と法的諸問題」57 頁以下、三上幹男『生まれてくるこども』のための医療において国が果たすべき役割」65 頁以下を掲載する他、倫理的な課題につき考察した苛原稔「生命倫理と生殖医療」11 頁以下、永松健「着床前遺伝学的検査の諸問題——生命倫理的側面を踏まえて」23 頁以下、中塚幹也「未受精卵子の凍結」29 頁以下、石井哲也「受精卵の核移植とゲノム編集の倫理」45 頁以下などの論攷が掲載されている。その他、薬局 73 巻 10 号は、「特集 不妊とくすりの現在」を組み、例えば、小野正徳他「不妊の基礎知識」2466 頁以下、浦田陽子・原田美由紀「女性不妊」2488 頁以下、古井辰郎他「妊孕性・性機能に影響を及ぼすリスクのある医薬品」2498 頁以下、北島道夫「感染性疾患と不妊」2573 頁以下などの論攷を掲載する。臨床検査 67 巻 1 号 44 頁以下は、「特集 生殖医療への貢献」を組み、胚培養士の制度経過等にかかる論攷を掲載

している。他に臨床関連の論攷には、齋藤隆和「生殖補助医療とのかかわり——産婦人科の視点から」小児科 63 巻 13 号 1563 頁以下、高橋尚人「生殖補助医療とのかかわり——小児科の視点から」小児科 63 巻 13 号 1554 頁以下がある。また、岸田泰子他「第三者の関与による生殖補助医療の現状と意識：不妊治療経験者男女と不妊治療経験のない女性の比較」日本看護研究学会誌 45 巻 1 号 71 頁以下は、第三者が関与する生殖補助医療の経験と意識に関するインターネット調査の結果を報告したものとなっており、生殖補助医療の経験の有無と当事者意識の関係性について知る一端となりうる。なお、2022 年 4 月から、不妊治療や生殖補助医療が医療保険の適用対象となったことにともない臨床雑誌等に関連論攷が掲載されている。これについては、「92) (3) 医療保険制度」を参照されたい。

近年、子宮性不妊女性の妊娠出産については、子宮移植という新たな生殖補助医療技術が選択肢として考えられるようになってきている。子宮移植の臨床における現状や課題などについては、阪埜浩司他「子宮移植の現状」臨床婦人科産科 76 巻 4 号・増刊号 290 頁以下、木須伊織他「子宮移植——代理懐胎との関連を含めて——」HORMONE FRONTIER IN GYNECOLOGY 29 巻 4 号 35 頁以下、木須伊織「子宮移植の現状と未来」日本周産期・新生児医学会雑誌 58 巻 4 号 611 頁以下（2023 年 4 月）などで知ることができる。

2) 人工妊娠中絶

今期最も注目されるのは、2021 年度学界回顧でも触れた、アメリカの人工妊娠中絶をめぐる動向であろう。2022 年 6 月 24 日、合衆国最高裁判所は、*Dobbs v. Jackson Women's Health Organization*, 597 U.S. ___, 142 S.Ct. 2228 (2022) において、母体が危険である場合及び胎児に極めて重篤な異常がある場合を除き、妊娠 15 週以降の人工妊娠中絶を禁止するミシシッピ州法を容認した。本判決は、*Roe v. Wade*, 410 U.S. 113 (1973) 以来、憲法上、女性に中絶に関する権利があるとしてきた判断を 6 対 3 で覆しており（*Roe* 判決を覆す判断は 5 対 4）、今後、人工妊娠中絶にかかる規制が各州の立法に委ねられることとなったことから、関連論攷が多数執筆されている。

Dobbs 判決の概略と同判決の実際的影響を紹介しつつ、アメリカの法制度や社会状況に触れるものとして、樋口範雄「妊娠中絶をめぐるアメリカ最高裁判決を読む」世界 961 号 74 頁以下がある。また、小林直三「妊娠中絶の権利をめぐる米国連邦最高裁判決の展開——誰が妊娠中絶の問題を決めるのか、女性か、それとも、人民か」法学セミナー 815 号 43 頁以下は、人工妊娠中絶をめぐる判例の流れを追いながら、*Dobbs* 判決の位置づけと中絶にかかる課題について言及する。*Dobbs* 判決の詳細な紹介をおこなっている中曾久雄「アメリカにおける中絶規制の転換点——*Dobbs v. Jackson Women's Health Organization*」愛媛大学教育学部紀要 69 巻 167 頁以下は、*Casey* 判決 [*Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania*

v. Casey, 505 U.S. 833 (1992)] が採用した不当な負担テストに着目しつつ中絶にかかる先例を紹介した上で、Dobbs 判決の中心的争点である合衆国憲法修正 14 条の解釈と先例拘束性などにつき分析する。さらに、Dobbs 判決の法廷意見が、実体的デュー・プロセスを判断するに際して依拠した歴史と伝統の欠如によって中絶の権利が否定されとする理論の問題点について主に指摘するものとして、小林聡「合衆国最高裁判所による中絶判例の変更」ジュリスト 1579 号 105 頁以下がある。同様に、法廷意見が、女性が民主的政治プロセスに参加できなかった合衆国憲法修正 14 条のデュー・プロセス条項を批准した 1868 年当時の時代に特化した憲法解釈を行ったことの問題性について触れる井上洋一「女性の人工妊娠中絶を受ける権利と Dobbs 判決」人間福祉研究 21 巻 2 頁以下は、人工妊娠中絶を必要とする女性の現状から人種差別的な側面を有する判決であるとの指摘もなしている。また、大林啓吾「妊娠 15 週以降の中絶を原則禁止したミシシッピ州法が中絶の権利を侵害するかどうかにつき、中絶の権利を認めた判例を変更し、中絶の権利を否定した事例——ドブス判決」判例時報 2550 号 100 頁以下（2023 年 5 月）は、Dobbs 判決の中の Roberts 首席裁判官による結果同意意見が、先例拘束の射程に関する判断枠組みにかかる重要な問題提起となる意見であると指摘する。なお、Dobbs 判決をもたらした背景にある合衆国最高裁判所裁判官の構成とその任命の経緯などにかかる論攷として、見平典「アメリカ連邦最高裁判所による中絶判例の全面変更——なぜ 1992 年ではなく 2022 年か」法律時報 1181 号 1 頁以下がある。

Dobbs 判決やアメリカの人工妊娠中絶規制について検討するに際して参考となる論攷として、次のものがある。まず、上田宏和「人工妊娠中絶をめぐる合衆国最高裁判所の判断枠組みの展開——トライメスター枠組みの限界と Roe 判決の本質——」創価法学 52 巻 1 号 1 頁以下は、Roe 判決の法的判断枠組みの問題点と合衆国最高裁判所が守りたかった Roe 判決の本質について検討する。合衆国最高裁判所が政府利益として認める「潜在的な生命に対する利益」の内容と当該政府利益の広範さが人工妊娠中絶をめぐるアメリカ連邦最高裁判決に混乱を招いていると指摘するものとして井上洋一「人工妊娠中絶をめぐるアメリカ連邦最高裁判決における政府利益について」人間福祉研究 20 巻 15 頁以下（2022 年 3 月）がある。また、兼子歩「中絶論争が見えなくしたもの——アメリカ合衆国の生殖の政治」世界 965 号 181 頁以下は、人工妊娠中絶を含む生殖の問題が、女性の権利のみならず経済的平等などにも関わる個別のアイデンティティを超える政治問題でもあるとして、広く生殖に関するアメリカ社会の背景を紹介した上で、アメリカの生殖をめぐる「分断」の本質を問う。なお、2021 年度学界回顧で取り上げた小竹聡『アメリカ合衆国における妊娠中絶の法と政治』（日本評論社、2021 年）の紹介をおこなうものとして黒澤修一郎「邦語文献紹介 小竹聡『アメリカ合衆国における妊娠中絶の法と政治』（日本評論社、2021）」[2022-2] アメリカ法（354 頁以下）（2023 年 5 月）がある。

アメリカにおける Dobbs 判決以前の人工妊娠中絶をめぐる事例にかかる論攷として、黒澤修一郎「米国ルイジアナ州で医師が中絶を行う要件として近隣病院の患者受入れ特権の取得を求めている規制が違憲とされた事例——June Medical Services L.L.C. v. Russo, 140

S.Ct.2103(2020) ——」広島法学 65 巻 1・2 号 27 頁以下 (2022 年 3 月)、小竹聡「最終月経から 6 週目以降のほとんどの中絶を禁止するテキサス州法の執行停止の申立てが却けられた事例——Whole Woman's Health v. Jackson,141 S.Ct.2494(2021)」比較法学 56 巻 1 号 276 頁以下がある。

アメリカ以外の海外の人工妊娠中絶や堕胎罪にかかる論攷として、駱鋭鴻「中国における堕胎に関する法規定の変遷」法学研究論集 56 巻 (2022 年 2 月) がある。本論攷は、歴史的経緯を概観すると中国における堕胎罪が主に人口政策の観点から検討されてきたと指摘した上で、当該観点に基づく現代中国の堕胎罪設置の必要性を説く。また、春藤優「『中絶の権利』への手続的アプローチのための予備的考察」早稲田法学会誌 73 巻 1 号 93 頁以下は、人工妊娠中絶について議論するに際して、その是非を問うて俎上に載りがちな女性の自己決定と胎児の生命という対立構造によるのではなく、手続的アプローチから検討すべきと主張する。本論攷は、手続的アプローチを採用して堕胎罪を違憲と判示するカナダをモデルとした「中絶の権利」を検討する前段階として、現在の「中絶の権利」論の構成と課題について考察した意欲的な論攷となっており、今後のカナダモデルに基づく「中絶の権利」論の展開が待たれるところである。

人工妊娠中絶や堕胎罪について検討するに際して参考となるであろう論攷に、柴寄雅子「21 世紀の反出生主義」国際研究論叢 36 巻 1 号 1 頁以下がある。本稿は、胎児は生まれない方がよいとして反出生主義の実践として実施される人工妊娠中絶や生後直後の児の生命を終結させることを「殺人」とみなさない非出生主義などに触れながら、21 世紀ならではの反出生主義の特徴につき、出産拒否に重点を置いて検討する。

日本の人工妊娠中絶に関連する論攷としては次のようなものがある。我が国における「中絶」をめぐる法制度を含めた課題、例えば、経口避妊薬の承認や配偶者の同意要件等につき、その歴史的経緯や世界的動向などを含めて多角的に紹介・検討するものとして、塚本久美『日本の中絶』(筑摩書房) がある。同書において、我が国の人工妊娠中絶の方法が特殊であるとの指摘がなされている。この点に関して、例えば、臨床の立場から我が国の人工妊娠中絶の方法につき解説するものとして、宮武里沙・熊澤恵一・大須賀穰「経口妊娠中絶薬の現状」臨床婦人科産科 76 巻 2 号 207 頁以下 (2022 年 3 月)、川上浩介・吉里俊幸「手動真空吸引法 (MVA) の使用法」同 213 頁以下、また、配偶者同意要件なども含む初期妊娠中絶方法につき解説・評価を行うものとして、石谷健・深澤祐子・杉本到「最近の人工妊娠中絶に関する話題」産婦人科の実際 71 巻 10 号 1233 頁以下などが参考になろう。ところで、若年妊娠が中絶につながりやすいと指摘されることがあるが、こどもの性にかかる問題を検討するに際して、高橋幸子「性教育は人権教育——わたしのからだはわたしのもの。SOS を受け取れる大人に」LiSA29 巻 7 号 632 頁以下、中塚幹也「思春期医療と性の問題」小児科 63 巻 13 号 1623 頁以下などが参考になろう。なお、「女性の意思に基づく中絶」による胎児組織を用いた研究にかかる指針策定の必要性とそのための課題等を詳らかにしようとするものとして、由井秀樹・山縣然太郎「ヒト胎児組織の研究利用と倫理指針——ヒト幹細胞

胞を用いた臨床研究の在り方に関する専門委員会における議論の分析から——」医療と社会 32 巻 1 号 95 頁以下がある。

その他、生殖補助医療・人工妊娠中絶にまたがる事項として次のものがある。

近年、フェムテック（女性の健康課題を解決するために用いられるテクノロジー（female + technology）を表す造語）やフェムケア（女性の健康課題を解決するための製品やサービス（feminine + care）を表す造語）が注目されている。産婦人科の実際 71 巻 13 号「特集 フェムテックと産婦人科医療」は、フェムテックの観点からみた、生殖補助医療や中絶にかかる論攷が掲載されており、例えば、堤治「生殖医療の最近の進歩とフェムテック」1523 頁以下、京野廣一「卵子凍結とフェムテック」1529 頁以下、熊澤恵一・大須賀穰「妊娠と中絶」1541 頁以下、柴田綾子「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツとフェムテック」同 1547 頁以下がある。

そして、2021 年度学界回顧で取り扱った NIPT（Non-invasive Prenatal genetic Testing）や出生前診断にかかる論攷が今期も散見された。例えば、ドイツにおける中絶との関連を含む出生前診断の実態につき、産婦人科医に対して行った、情報提供を中心としたインタビュー内容について紹介するものとして、佐野敦子・菅野摂子「ドイツの出生前検査における情報提供の課題——NIPT（Non-invasive Prenatal genetic Testing）の保険適用をめぐるアクティビストの語りから——」東京大学大学院情報学環情報学研究・調査研究編 39 巻 1 頁以下がある。澤有吾「出生前診断、選択的中絶と障害者差別」人間文化総合科学研究科年報 37 号 1 頁以下（2022 年 3 月）は、「障害の否定」と「障害者の否定」との関連、及び、一般的・抽象的規定に関する判断と個別具体的な状況における判断の違いについて考察しており、出生前診断と選択的中絶との関係性について検討するに際して参考になる。また、杉田穂子「出生前診断でダウン症の確定診断後に『妊娠継続』の決定をもたらしたもの」青山学院大学コミュニティ人間科学部紀要 3 号 49 頁以下（2022 年 3 月）は、父母双方にインタビューを行い妊娠継続にかかる意思決定の時期や制限要因・促進要因について考察しており、出生前診断実施後の胎児の父母等の関係者の意思決定経過等を知る上で参考になるものと思われる。さらに、伏見枝莉・福島富士子「中期人工妊娠中絶と出産が同時進行する状況における助産師の中絶ケア」日本母子看護学会誌 15 巻 2 号 92 頁以下（2022 年 2 月）は、NIPT 導入施設において同一エリアで中期中絶と出産とが同時進行する状況を経験した助産師に対するグループインタビューの内容を分析しており、臨床に携わる医療スタッフが提供するケアの一端を垣間見ることができる。なお、NIPT の実施状況等について解説するものとして、難波聡「新型出生前診断 NIPT」チャイルドヘルス 25 巻 7 号 536 頁以下が、出生前診断の現状について概説するものとして、大橋博文「出生前診断の進歩」小児科 63 巻 13 号 1581 頁以下、久具宏司「遺伝医療の広がりや深まり：生殖補助医療の立場から」聖路加看護学会誌 26 巻 41 頁以下がある。

（和泉澤 千恵）

11 終末期医療

沖永隆子『終末期医療の意思決定——コロナ禍の人生会議に向けて——』（晃洋書房）が上梓された。

武藤眞朗「不作為の本質をもつ行為——遺棄行為の概念を素材として——」山口厚＝井田良＝佐伯仁志＝松原芳博＝仲道祐樹編『高橋則夫先生古稀祝賀論文集 上巻』（成文堂）197 頁以下は、「治療義務があるのに治療しないこと」と「治療義務が解除されたので治療しないこと」の評価の違いに着目し、「不作為を本質とする行為」を提示する。西元加那「終末期医療に関する判例にみる治療中止の正当化理論[横浜地裁平成 7.3.28、最高裁平成 21.12.7 決定]」東洋大学大学院紀要 52 巻 13 頁以下、同「生命及び自律性に関する憲法上の権利——ドイツ連邦憲法裁判所 2020 年 2 月 26 日判決を契機に——」現代社会研究 19 号 99 頁以下、同「不可罰的『自殺幫助』に関する一考察——オーストリア憲法裁判所 2020 年 12 月 11 日判決を基に——」東洋法学 66 巻 3 号 157 頁、同「共犯論における『教唆』概念について——自殺関与罪の不可罰可能性を検討するための序論的考察——」東洋大学大学院紀要 59 巻 99 頁以下、石居圭「自殺の法的性質と『死ぬ権利』の検討」法学研究論集 55 巻 119 頁以下、同「ドイツにおける臨死介助法案について」法律論叢 95 巻 1 号 1 頁、同「死ぬ権利とパターンリズムの検討」明治大学社会科学研究所紀要 61 巻 2 号 239 頁以下、神馬幸一「オーストリアにおける新しい自殺幫助法制（含：「臨死指示法の制定並びに麻薬法及び刑法の改正に関する連邦法」全文訳）獨協法学 118 号 93 頁以下、同「オーストリアにおける新しい自殺幫助法制に関わる連邦政府案注釈（1）」獨協法学 119 号 303 頁、同「海外判例研究 13 刑法 疼痛緩和を意図した鎮痛剤投与における推定的意思の総合評価（ドイツ連邦通常裁判所 2018 年 10 月 10 日決定）」判例時報 2512 号 130 頁以下も興味深い。

意思決定および意思決定支援に関するものとして、谷津雅弘「終末期医療における患者本人の自己決定の在り方」龍谷大学大学院法学研究 24 巻 19 頁以下、緒方あゆみ「人生の最終段階における医療に関する自己決定権と法制度設計——刑事法的視点から——」中京ロイヤー 36 巻 1 頁以下、石尾賢二「入院・入所中の高齢者の状況変化への病院・施設対応と家族関与の問題について：終末期医療の治療・介護における自己決定と家族支援のための説明義務」静岡大学法政研究 26 巻 1 号 1 頁以下。

事前指示に関するものとして、城祐一郎「誌上講義 39 リビング・ウィル（Living Will）ってなんですか——その法的位置付けの検討——」捜査研究 71 巻 12 号 53 頁以下、杉田浩子「事前指示制度の限界と課題：カナダ・ブリティッシュコロンビア州代弁者合意法の考察から」早稲田大学大学院法研論集 184 巻 195 頁以下。

コロナ禍におけるトリアージに関するものとして、矢田陽一「トリアージと刑事責任——コロナ禍における医療資源の分配問題を素材として——」國土館法學 54 巻 161 頁以下、川口浩一「新型コロナウイルスと刑法——コロナ・トリアージについて（下）——」法律論叢 95 巻 1 号 119 頁以下。

（船橋 亜希子）

12 移植医療

2022 年 1 月に、米国のメリーランド大学医療センターで、ブタから人への遺伝子改変ブタの心臓の実験的な移植術が施行されたことは記憶に新しい（例えば、中内啓光＝水谷英二＝加納麻弓子「ブタの心臓 異種移植成功」日経サイエンス 52 巻 4 号 66 頁以下）。目下のところ、臓器提供者の少ない現状を打開する方策の一つとして、異種移植がスポットライトを浴びつつある。こうした移植術の沿革につき、福嶋教偉「総説 異種移植の現況」Organ Biology 第 30 巻第 1 号 15 頁以下は霊長類を用いた異種移植に関する研究を紹介しつつ、丹念に論じられているので、この移植術を理解するための必読文献である。なお、この革新的、かつ、希少な異種移植という医療技術を適用するにあたって、歴史的沿革に加えて、ドナーとなる動物及びレシピエントの福祉をいかに考えるべきか、といった倫理的なアプローチからも詳述する山内一也『異種移植 医療は種の境界を超えられるか』（みすず書房）も併せて読んでいただきたい。

特に、異種移植をめぐる歴史は、異種であるがゆえに、その壮絶な拒絶反応及びウィルス感染症をいかに克服すべきかといった難題に挑戦し続けてきた歴史であることを改めて思い知らされた（Jeffrey L. Platte＝Marilia Cascalho, The Future of Transplantation, New England Journal of Medicine 387 (1) pp77-78 も参照）。当期、特集として、「異種移植の現状と展望」（医学のあゆみ第 283 巻第 4 号）が組まれた。特に、わが国でも、2014 年にブタ細胞（豚島）移植が、いわゆる「再生医療新法」で許可され、同年、「異種移植の実施に伴う公衆衛生上の感染症問題に関する指針」が発出された。その「前書き」で、「免疫抑制剤等技術の進展により人から人への同種移植は定着し、待機患者が増加する一方で、慢性的に臓器の提供数が少ない点が問題となっている。そのようなことから、近年のバイオテクノロジー等の進歩とあいまって、異種移植という新しい治療法の開発が促された。…（中略）… しかしながら、異種移植に用いる細胞、組織又は臓器に随伴した異種動物由来感染症については、ウシ伝達性海綿状脳症（BSE）からの新変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）等動物由来の感染症の発生や、ブタ細胞と共培養したヒト細胞にブタ内在性レトロウイルス（PERV）が感染したことを指摘する研究等があり、現時点では未知の感染症の発生及び伝播が起こらないことを保証できる段階になく、同種移植とは異なる予測困難な問題が残されている。異種移植に由来する未知の感染症に対する公衆衛生学的対応として、米国、英国を初めとするいくつかの国々において、指針が作成され」とあり、我が国でも当該分野での指針の策定が急がれたことが窺われる（なお、2016 年、当該指針は、「異種移植の実施に伴う公衆衛生上の感染症問題に関する指針に基づく 3T3J2 株及び 3T3NIH 株をフィーダー細胞として利用する上皮系の再生医療への指針」に改正）。

この分野では、心移植につき、米国が先行しているように思われるが、ブタ豚島移植の人の臨床が各国で行われつつあるようだ。こうした現状を的確に把握するためにも、「革新

的、かつ希少な医療技術」であるがゆえに、医学に学ぶことは大きいと考える（異種移植につき概説を行う文献として、横尾隆「特集 腎移植——最近の話題 異種移植の現状と課題」腎と透析 89 巻 6 号（2020 年）1022 頁以下、霜田雅之「研究最前線 異種移植の現状と課題」Labio 21（ラビオ）80 号（2020 年）25 頁以下、小林孝彰「臓器移植の現状と課題（Vol.12）異種移植への期待——臨床試験に向けての課題と最近の動向」医学のあゆみ 263 巻 2 号（2017 年）192 頁以下、同「総説 腎移植シリーズ 異種移植の現状と展望」日本腎臓学会誌 47 巻 2 号（2005 年）83 頁以下、畑英一「動物実験施設の現状と課題」北関東医学 52 巻 6 号（2002 年）481 頁以下、宮川周士＝白倉良太「異種移植の問題点と拒絶反応抑制の展望」現代医療 30 巻 9 号（1998 年）2317 頁以下がある）。

近年、ゲノム編集技術が長足の進歩を遂げ、当該技術をブタに応用し、前臨床研究としてその臓器を人間の移植用臓器に改変する試みが行われている（特に、渡邊将人・長嶋比呂志「ゲノム編集ブタの医療への応用」細胞 53 巻 7 号（2021 年）12 頁以下を参照）。なお、2020 年ノーベル医学生理学賞を受賞したゲノム編集技術「CRISPR（クリスパー）」の功罪を克明に描き出すケビン・デイヴィス『ゲノム編集の世紀「クリスパー革命」は人類をどこまで変えるのか』（早川書房）が当期出版されたので併せて読みたい。再録ではあるが、吉田修馬「異種移植と人間の自然の技術化」生命倫理第 29 巻第 1 号（2019 年）61 頁以下も、異種移植の根源的な問題である「なぜ、ブタも含めて動物をドナーとして選択しなければならないのか」につき深く考察するためにも手に取って読んでいただきたい。また、仏教の観点からこうした生命操作につき、検討する著作として、早島理『生命操作と仏教——選択される生命と生き方の選択——』（本願寺出版社）がある。特に、医学・医療がいう生命と仏教がいういのちとの違い（生死（せいし/しょうじとの違い））を明確に理解し、両者をまると受けとめることの重要性を説いている。

川名正隆＝武田浩二著（浅井章博監修）『あめいろぐ移植』（丸善出版）は米国に比べてわが国の移植医療がなぜ進まないのかといった本質的な問いに真正面から取り組む。また、横田裕行「本邦における臓器移植の変遷」日本集中治療医学会雑誌 29 巻（Supplement 2）S3 以下はわが国の臓器移植体制確立の経緯とその課題等を検討する。また、ICU と CCU 46 巻 7 号で、「特集 わが国における臓器移植医療の現状と未来」が組まれた。

なお、「ひとが贈与するということは、根本的に探っていくと、このうえなく大切なもの、〈そのひとにとって〉特有な、唯一の、最愛のもの、それゆえ〈贈与しえないもの〉を贈るということではないだろうか。」といった認識のもと、贈与という行為の思想史を探る文献として、湯浅博雄『贈与の系譜学』（講談社、2020 年）がある。臓器提供の法・倫理的な性格を根源的に検討するうえで重要な文献であろう。

脳死状態の男性に、家族の同意のもと、遺伝子操作を行ったブタの腎臓の移植が行われたとのニュースを目にした（<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230817/k10014165331000.html>）。1 か月以上も、その腎臓は機能しているとのことだ。この異種移植における問題は、心臓以外に腎臓も対象となったこと、脳死体をこうした研究のために利活用したこと、の 2 点である。特に、後者

は、かつて、ウィラード・ゲイリンが「死者を収穫する」(W. Gaylin, Harvesting the Dead, in TA. Shannon (ed.), Bioethics, New York, Paulist Press (1976) pp517-527) という論文で、医学研究も含めた脳死体の利活用方法の中で言及していたが、現実にかような研究が行われたことで、脳死体それ自体が抱える様々な問題（特に、異種移植が圧倒的ドナー不足を解消する福音であるとするれば、臨床応用する前に、人体実験ならぬ脳死体実験が許容されるのか否かなど）も検討しなくてはならないように思われる（この問題につき、古い論考ではあるが、森岡正博『生命観を問い直す——エコロジーから脳死まで』（筑摩書房・1994 年）128 頁以下、森岡正博＝赤林朗「『脳死』身体の各種利用はどこまで許されるか」中央公論 103 巻 5 号（1988 年）256 頁以下、赤林朗＝森岡正博「『脳死身体』の医学的応用と倫理的問題——そのポイントを探る」医学のあゆみ 145 巻 3 号（1988 年）173 頁以下及び赤林朗＝森岡正博「アメリカにおける“脳死身体”を利用した医学的研究——その現状と今後の展望」医学のあゆみ 148 巻 12 号（1988 年）819 頁以下も参照）。

なお、2023 年 5 月に、「厚生労働科学研究費補助金 行政政策研究分野 厚生労働科学特別研究」である「遺伝子改変を行った異種臓器の移植に関する課題や論点等の整理のための調査研究」（研究代表者 山口照英（金沢工業大学））の総括報告書が公表された。

また、同年 8 月、動物の臓器を人に移植する「異種移植」の国内実施を見据え、国の医療研究を支援する日本医療研究開発機構の研究班が、遺伝子改変した動物の臓器を移植する際の安全性を確保するため、指針案作成に乗り出したことが分かった（<https://www.saitama-np.co.jp/articles/41215/postDetail>）。

血液及び臍帯血に関する文献をいくつか紹介する。まず、牧野茂義「安全で適正な輸血療法を目指して」日本造血・免疫細胞療学会雑誌 12 巻 2 号 74 頁は安全かつ適正な輸血医療のために、我が国はどのような制度設計がなされているのかを論じる。臍帯血移植では、宮澤啓介「臍帯血移植の生みの親 Hal E. Broxmeyer 教授（1944-2021）の足跡」血液内科 84 巻 6 号 904 頁以下は臍帯血移植の歴史を辿るうえで重要な文献である。

（神坂 亮一）

13 精神医療

第一法規「判例体系」編集部編『刑事責任能力 疾患別に見る裁判所の判断』（第一法規）、野村俊明『刑務所の精神科医——治療と刑罰の間で考えたこと——』（みすず書房、2021 年）、日本弁護士連合会・日弁連刑事弁護センター＝日本司法精神医学会・精神鑑定と裁判員制度に関する委員会編『責任能力が問題となった裁判員裁判 Part2』（現代人文社）、そのほか、福祉臨床シリーズ編集委員会編新・精神保健福祉士シリーズ『1 精神医学と精神医療』、『2 現代の精神保健の課題と支援』、『3 精神保健福祉の原理』、『5 精神障害リハビリテーション論』、『6 精神保健福祉制度論』（弘文堂）が上梓された。

北山修悟「精神科医療における医師－患者関係（5）——精神科医療の契約法・序説——」成蹊法学 96 号 27 頁以下、同「精神科医療における医師－患者関係（6）——精神科医療の契約法・序説——」成蹊法学 97 号 19 頁以下連載中である。

精神科医療の重要問題に関する検討として特に興味深いのが、丸山雅夫「精神科医療における外科的手術——精神外科とロボトミー——」社会と倫理 37 号 63 頁以下、同「精神外科の『実験性』はなぜ放置されてきたのか」南山法学 46 巻 1・2 号 1 頁以下、同「精神医療における強制入院の正当化根拠と若干の立法論」南山法学 45 巻 1 号 57 頁以下、同「わが国の精神医療における医療保護入院」社会と倫理 35 号 153 頁以下、同「わが国の精神医療における身体拘束的医療」南山法学 44 巻 1 号 29 頁以下である。身体的拘束については、甲斐克則「精神科医療における身体拘束の問題性——精神科医の裁量の限界を問う——」早稲田大学法学会百周年記念論文集第三巻刑事法編（成文堂）173 頁以下。そのほか、高嶋里枝「精神科医療をめぐる法制度の一考察——イギリスの精神科病院に入院した経験のある日本人の語りを素材として——」法学研究論集 55 号 181 頁以下。

刑事責任能力に関して検討するものとして、刑事法ジャーナル 72 号では、特集・精神疾患と刑事責任が組まれ、竹川俊也「精神疾患と責任能力」4 頁以下、城下裕二「クレプトマニア（窃盗症）・摂食障害と刑事責任」19 頁以下、川口浩一「解離性同一性障害と責任能力」35 頁以下、柿本美和「医療観察法をめぐる課題」44 頁以下。刑事弁護 110 号では、特集 1・高裁破棄事例で考える責任能力弁護が組まれ、坂根真也「正しい責任能力判断のために——本特集の趣旨」、田岡直博「『誤判』原因から見る弁護活動のポイント」、片山裕之「事例 2：精神障害の症状である『妄想』の解釈について判断が分かれた事例」、菅野亮「事例 3：一審が前提とした精神鑑定の信用性を争い控訴審で心神喪失が認められた事例」、伊藤荘二郎「事例 4：控訴審で覚醒剤精神病の影響で心神喪失により無罪とされた事例」、村中貴之「事例 5：妄想性障害に起因する心神耗弱を認定して一審判決を破棄した事例」、我妻路人「事例 6：控訴審で職権で鑑定が行われ、原判決を破棄して完全責任能力を肯定した事例」、山本衛「事例 7：一審が否定した弁護側医師の意見が採用され逆転無罪となった事例」、原琢己＝佐藤健太「事例 8：鑑定意見に対する誤解等の指摘が奏功した死刑判決破棄の事例」、

高山巖「事例 9：完全責任能力と判断した原判決が破棄され、妄想性障害による限定責任能力が認められた事例」、北村勇樹「事例 10：心神喪失無罪の判決を破棄し、心神耗弱有罪の判断を示した事例」、濱田隆弘「事例 11：完全責任能力を肯定した一審判決を破棄し、心神喪失の疑いがあるとして無罪とした事例」、末次茂雄「事例 12：控訴審において統合失調症により責任能力が否定された事例」、「座談会：責任能力をめぐる裁判員裁判に法曹三者と精神科医はどのように取り組むべきか（菅野亮／村山浩昭／五十嵐禎人／坂根真也）」。そのほか、渡辺顥修「エルペノル症候群と刑事責任——精神障害と刑事裁判の架橋の試み——」甲南法務研究 19 号 187 頁以下にも触れた。

（船橋 亜希子）

14 医療と情報（含：医療 AI）

現在に至っても、新型コロナウイルスの終息が見通せない状況にある中、国境を越えた人の動きが漸く始まり、世界的に見ても、元の生活を取り戻しつつあるようである。しかし、新型コロナウイルス感染症の位置づけが「第 5 類」相当になったとはいえ、医療現場の危機的な状況は変わっていない。コロナウイルスの感染拡大以前から、超高齢社会の到来に伴って、医療従事者の過重労働、マンパワー不足といった問題が顕在化していた。そこで、ポスト・コロナ社会の到来を見据えて、これらの問題をどのように解決すべきかが問われている。特に、医療者の負担を軽減するために、医療 AI の利活用が医療現場で期待されている。この利活用によって、医療崩壊といった最悪の事態を回避することができるに違いない。

現在、医療 AI はその利活用において試行錯誤のフェーズであるといわれている（より具体的には、「製品化フェーズ」の段階であるといわれている）。特に、現在の医療 AI は画像から病変部位を検出するなどのいわゆる「診断」を行うものであり、幅広い領域にそれは存在する（間木重行「最近の医療 AI の動向および医療 AI 研究への挑戦に向けた情報提供」東邦医学会雑誌第 68 巻第 4 号 143 頁以下を参照されたい。興味深いことに、AI による医療変革はすぐには起きないことも指摘する（144 頁）。また、病理学教室での医療 AI の開発及び人材育成の実例を紹介する寺崎美佳＝寺崎泰弘他「人工知能 AI と病理診断」日本医科大学医学会雑誌 19 巻 2 号 72 頁以下も併せてお読みいただきたい）。

なお、AI が社会のあらゆる場面で実用化される現状とその展望を描き切るカイファー・リン＝チェン・チウファン『人工知能が変える 20 年後の未来』（文芸春秋）は非常に刺激的である。

ただし、欧州では、AI の利活用につき「規制」の方向で進んでいる。2023 年 5 月 26 日、広島で開催された先進国 7 개국首脳サミット（G7）で、生成 AI の規制の在り方などを議論する「広島 AI プロセス」が始まって間もなく、同年 6 月 14 日、生成 AI をも対象とする AI 規則案（[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/698792/EPRS_BRI\(2021\)698792_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/698792/EPRS_BRI(2021)698792_EN.pdf)）が欧州議会において賛成多数で可決された（例えば、貴島逸斗「巨額制裁金が現実に『AI 倫理』待ったなし」日経コンピューター1075 号 52 頁以下）。

近年、出版業界でも「AI」が大きな影響を与えている。例えば、Inkitt 社は、小説の「読者による読まれ方」をアルゴリズム分析し、「ヒットセラーになりそうな」小説を選択、別に運営する有料アプリ「Galatea（ガラテア）」で正式に公開するというシステムで書籍を次々に世に問うているという（<https://forbesjapan.com/articles/detail/65313>）。また、法曹界でも、AI を利活用した契約書の作成が弁護士法第 72 条（非弁行為）に抵触するか否かが問題視されていた。これにつき、2023 年 8 月、法務省は「AI 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第 72 条との関係について」において、一定の条件のもとで、AI の利活用を認めるに至った（<https://www.moj.go.jp/content/001400675.pdf>）。

ここ数年来、深層学習（ディープ・ラーニング）の飛躍的な進歩のお蔭で、AI 技術は実用・実装段階に入るのも遠い未来ではないとされている（なお、現在、量子コンピューターを用いた機械学習も登場している（量子機械学習）。特に、機械学習の高速化など、機械学習の可能性を大いに広げる技術であるとされている）。医療 AI のこうした状況につき、政策面からその動向を明らかにする論考として、小西知世「医療 AI（人工知能）の問題群像——病理診断支援 AI を手がかりに——」法律論叢 95 巻 2・3 合併号 65 頁以下がある。政策動向といった社会的背景を踏まえて、事態適合的な観点からの法的議論が進展することを願うばかりである（なお、当期、刑法学で、AI と法を取り扱う石井徹哉編著『AI・ロボットと法』（成文堂）が上梓された。かかる分野でのこれまでの議論を整理したうえで、新進気鋭の研究者による個別具体的な検討が行われている。中でも、「第 3 章 医療支援 AI の判断により惹起された結果に対する医師の過失責任について——とくに特別知識・能力をめぐる」（94 頁以下）及び「第 4 章 AI による画像診断と医師法 17 条」（111 頁以下）は重要文献である）。民法学でも、米村滋人「AI 機器使用の不法行為における過失判断——医療・介護分野での責任判断を契機に——」法律時報 94 巻 9 号 48 頁以下は、医療・介護分野での AI 機器を用いた場合の不法行為責任の成否につき、その過失判断の在り方にスポットを当てて検討する（なお、法律時報 94 巻 9 号では、「特集 AI と民法」が組まれている）。また、医師＝患者といった強固な関係の間に AI といった存在が介在することで、医療者の責任の在り方もまた変化するに違いない。そこで、こうした問題に取り組むために、ダニエル・オーフリ『医療エラーはなぜ起きるのか——複雑なシステムが患者を傷つける』（みすず書房）は有益である。

また、AI を巡る本質的問題を多角的に取り上げて検討する服部誠＝大西ひとみ「AI と法律問題」法律のひろば 75 巻 7 号 32 頁以下がある。また、裁判例を素材に、AI の利活用を巡る紛争予防を検討する服部誠＝大月雅博他『情報・AI の利活用と紛争予防の法律実務《関連裁判例の分析からみる紛争防止策》』（民事法研究会）がある。なお、渡邊涼介『データ利活用とプライバシー・個人情報保護 最新の実務問題に対する解決事例 108 第 2 版』（青林書院）は改正個人情報保護法に合わせてリニューアルされた（渡邊雅之『令和 5 年施行対応個人情報保護法 Q & A』（第一法規）も併せて参照のこと）。

AI による犯罪予測につき多角的な検討を加える文献として、守山正編著『犯罪予測 AI による分析』（成文堂）も参照されたい。かかる分野での纏まった文献がない中、この著作の持つ意義は大変大きい。AI の利活用による犯罪予測はビッグデータを基にした機械学習とそのアルゴリズムで可能となる。これは医療 AI の開発も同様である。したがって、犯罪予測における AI の利活用に伴う課題を理解することは医療 AI の利活用で生じる課題を検討するうえで有益な示唆を提供するに違いない（なお、2020 年公開の邦画「AI 崩壊」には、主人公を追跡する捜査 AI「百眼」が登場する。この映画では、医療 AI の暴走により国民が選別されることが軸になっている（これはディストピア社会で、西垣通が指摘する「コンピューティング・パラダイム」とらわれた社会と言い換えることができるかもしれない）が、

この映画を素材に医療 AI を倫理的に検討する浅井篤「連載 臨床倫理を学ぼう！ Plus3 医療 AI の功罪——『AI 崩壊』」看護教育 63 巻 3 号 402 頁以下がとても興味深い。また、中国の AI による監視につき、ウイグル地区での実態を克明に描き出すジェフリー・ケイン『AI 監獄 ウイグル』（新潮社、2022 年）も併せて読みたい。

なお、医学研究では、保健介護医療におけるビッグデータを「リアルワールドデータ（RWD）」と捉えるのが一般的である。これにつき、康永秀生他『医療＋ヘルスケアのためのリアルワールドデータ活用 ビッグデータの研究利用とビジネス展開』（中央経済社）を参照されたい。なお、康永秀生『経済学を知らずに医療ができるか!?』（金芳堂、2020 年）は、医療従事者向けの医療経済学入門であるが、当該分野の基本的事柄を理解するためには格好の書である。

また、2022 年 7 月 12 日、日本病理学会「病理診断支援 AI の手引き（初版）」（https://www.pathology.or.jp/byouriAI_tebiki_0712.pdf）が公表された。当該手引きでは、病理診断支援 AI に関する法・倫理的な検討を行っている。

医療 AI の発達状況を踏まえて、医師＝患者関係につき、従来の考え方がそっくりそのまま当てはまるのかといった問題も浮き彫りになるように思われる。特に、医療 AI が医師＝患者関係にどういった影響を与えるのか、医師＝患者、そして、医療 AI というように「二面構造」から「三面構造」（トライアングル？構造）へと変化することで、インフォームド・コンセント概念自体を今後どのように捉えるべきかが重要な検討課題として挙げられるのではない。なお、木村利人「バイオエシックスと患者の権利・患者の安全」精神科 40 巻 2 号 139 頁以下は患者の権利と患者の安全につき、生命倫理の視点で論じる。医師・患者関係が今後どのように変化しようとも、こうした視座から検討していくことも必要であろう。また、医療 AI の進展と医療政策の関係性を理解することも重要である。そこで、今後の医療政策及び制度を明らかにする最新の著作である尾形裕也『この国の医療のかたち 医療政策の動向と課題 2025 年のヘルスケアシステム』（日本看護協会出版会）を参照されたい。

現在、アルゴリズム・パターナリズム（あるいは、AI パターナリズム）といった議論も現れている。これは、医師が、医療 AI の下した診断を盲目的に信用してしまうことである。当該 AI の診断につき、どこまで信じることができるのか、アルゴリズムといった存在による新たな「パターナリズム」をどのように考えたらよいのか（例えば、アルゴリズムによる意思決定が適切か否かを検討するロブ・ライヒ＝メラン・サハミ他『システム・エラー社会 『最適化』至上主義の罠』（NHK 出版）を参照）、議論は尽きないように思われる（例えば、山根承子『『ナッジ研究』における諸課題——倫理的観点から——』日本健康教育学会誌 30 巻 1 号 68 頁以下は、リバタリアン・パターナリズムから生まれた概念である「ナッジ」の倫理的問題を検討する）。

なお、小野哲雄「Algorithm aversion の計算的説明に向けて——Toward Computational Explanation of Algorithm Aversion」人工知能学会全国大会論文集 JSAI2023 1 頁以下は、AI の出した解を盲信すること、逆に、その解に不信を抱くことがあることを踏まえて、人

間と AI との効果的な協調意思決定の実現に向けて、Algorithm aversion (アルゴリズム嫌悪) を例に検討する。

そこで、これらの議論を事態適合的に検討するうえで、有益な文献を以下に挙げたい。まず、医療 AI の実用・実装状況、今後の課題などを検討する医学系の論文から見ていきたい（特に、2022 年 5 月 31 日、第 2 期医療機器基本計画が閣議決定された。これにつき、三村孝仁「第 2 期医療機器基本計画について」レギュラトリーサイエンス学会誌 12 巻 3 号 (233 頁以下) を参照のこと。「週刊 医学のあゆみ」(284 巻 3 号) で、「特集 デジタルパソロジー/サイトロロジーと AI の進歩」が組まれた。デジタルパソロジー (digital pathology) とサイトロロジー (digital cytology) とは、バーチャルスライド (現在、WSI (Whole slide imaging)) スキャナーでガラス標本をデジタル化し、パソコンの画面で所見を確認し、病理診断を行う技術の総称のことを指す。当該技術のメリットは、標本自体がデジタル化しているためにこうしたシステムさえ構築すれば、日本国内のみならず国外であってもリアルタイムで診断が可能になるということだ。現在、この技術は、機械学習を前提とする AI との親和性があり、医療 AI の実装化が進んでいる。特に、当該特集の津山直子「デジタルパソロジーの実装——現状の課題と将来の方向性」(179 頁以下) 及び市原真「病理医はいかに病理 AI 開発にコミットするか——胃癌/乳癌/子宮頸部細胞診断支援 AI 開発の経験をもとに——」(195 頁以下) を参照されたい。消化管疾患における AI 診断の現状につき、胃と腸 56 巻 4 号 (2021 年) に収載の諸論考も読まれたい。

加えて、「レギュラトリーサイエンス学会誌」(12 巻 3 号) でも、「特集 プログラム医療機器の早期実用化を目指した産官学連携」が組まれた（特に、SaMD (Software as a Medical Device) の特性を踏まえた審査制度・体制を確立することを目指し、2022 年に、イノベーターと行政が参集したフォーラムが行われた)。本特集には、中野壮陸「SaMD を巡る現状と今後の展望」(295 頁以下)、岡崎譲「プログラム医療機器の承認審査」(301 頁以下)、小池和央他「プログラム医療機器の医療保険上の評価」(307 頁以下)、廣瀬大也「プログラム医療機器の研究開発支援について」、前川雄亮他「産業界におけるデジタルセラピューティクスの実用化と課題」(315 頁以下) の 5 つの論考がある。

また、「医療と画像の総合情報誌 INTERVISION」7 月号で、「特集 医療 AI の有効活用に向けて 社会実装から次のステップへ、医療 AI をどう使いこなすか」が生まれ、多士済々の研究者等が医療 AI 臨床応用の最前線につき紹介する。今後、社会実装の 1 つの在り方として、「AI ホスピタル」、つまり、「AI (人工知能) ホスピタルによる高度診断・治療システム」の確立も挙げられる。これにつき、「週刊 医学のあゆみ」282 巻 10 号で、「AI ホスピタルの社会実装」といった特集も登場している。

東福寺幾夫「テレパソロジーからデジタルパソロジーへのトランスフォーメーション」泌尿器科 15 巻 6 号 653 頁以下は、遠く離れた場所からの病理診断を可能にした「テレパソロジー」で始まった病理画像のデジタル化が「デジタルパソロジー」へと現在移行した状況を説明する。久津見弘=小畑大輔「消化器領域における AI 診断の現状と将来展望——開発が

ら薬事承認・保険収載まで——」日本消化器病学会雑誌 119 巻 7 号 589 頁以下は消化器領域での医療 AI の現在地につき、開発から薬事承認・保険収載までのプロセスを丁寧に論じる。明石敏昭＝待鳥詔洋＝青木茂樹「AI と内科診療 2. AI による画像診断の現状とこれから」日本内科学会雑誌 111 巻 9 号 1770 頁以下は放射線科における AI の利活用状況と今後の展望を論じる。

なお、放射線科領域ではあるが、2022 年の診療報酬改定で、「画像診断管理加算 3」が新設され、その施設基準に、「関係学会が定める指針に基づいて、人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの適切な安全管理を行っていること。その際、画像診断を専ら担当する常勤の医師が責任者として配置されていること。」といった項目が加えられた。要するに、「人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェア」を診断に利活用することができ、それが診療点数として加算できるのだ。この改定を「画像診断を専門とする医師による適切な管理、質の担保を目的とした診療点数である」とし評価する見解もある（待鳥詔洋「画像診断管理加算の philosophy と今後の課題」臨床画像 39 巻 1 号 110 頁以下。特に、臨床画像 39 巻 1 号 93 頁以下で、「特集 2 画像診断管理加算を知らう」の諸論考も参照されたい）。

AI や IoT に加えて、DX やメタバースといった概念も登場する現在、我が国のデジタル化の周回遅れにつき、多くの示唆を与える西垣通『超デジタル世界——DX、メタバースのゆくえ』（岩波書店）は刺激的である。特に、ユヴァル・ノア・ハラリ『ホモ・デウス（上・下）』（河出書房）は、今後、人間至上主義から「データ至上主義」に移行することを説く。特に、多くのデータを機械学習という形で処理する「アルゴリズム」優位の時代が到来し、私たちはこれに全幅の信頼を置くことになるかもしれない。こうした社会状況の変化に常に敏感である必要があるのではないか。また、現在を生きる私たちは未来に生きる人々に対して責任を持たねばならない。AI というテクノロジーを作り出した私たち世代の宿命である。これにつき深い洞察を得る文献として、戸谷洋志「未来倫理」（集英社新書）は必読である（特に、ハンス・ヨナス『責任という原理——科学技術文明のための倫理学の試み 新装版』（東信堂、2010 年）を参照）。

西垣通編『AI・ロボットと共存の倫理』（岩波書店）は、社会に実装化されつつある AI 技術と私たちがいかに向き合うべきかにつき、倫理的なアプローチにとどまらず、科学哲学、技術社会論等の学問分野からも多角的に検討する。なお、「責任ある AI」の実現のために、「AI 倫理」といった原点に立ち返る必要性を説く保科学世＝鈴木博和『責任ある AI 「AI 倫理」戦略ハンドブック』（東洋経済新聞社、2021 年）がある。当期出版された関連文献として、福岡真之介『AI・データ倫理の教科書』（弘文堂）、ケリー・ホリー＝シウボ・ベッカー『AI ファースト・ヘルスケア 医療現場における AI アプリケーションの利用』（オライリージャパン）も併せてお読みいただきたい。

また、AI が社会に実装化されるに従って、私たちの雇用に大きな悪影響を及ぼすことが懸念される中、現代版「ラッダイト運動」（さしあたり、E.J.ホブズボーム『イギリス労働史

研究』（ミネルヴァ書房、1998 年）を参照）が想起される（「日曜に想う」2023 年 6 月 25 日朝日新聞）。この問題に真正面から取り組む論考として、やや古いが、本田康二郎「21 世紀のネオ・ラディズム——人工知能が引き起こす労働問題」金沢医科大学教養論文集 44 巻（2017 年）1 頁以下がある。

こうした AI の雇用への重大な影響は医療現場でも懸念されている。しかし、日本病理学会「ステートメント：人工知能 AI と病理医について」では、「将来病理医が AI を使うことがあっても、AI は病理医にとってかわるものではない」と明言する。今後は、医療現場での医療 AI の実装化状況を踏まえて、AI と医療者の雇用の問題を検討する必要も出てくるに違いない（なお、近著では、アロン・ベナナフ『オートメーションと労働の未来』（堀之内出版）、やや古いが、大内伸哉『AI 時代の働き方と法 2035 年の労働法を考える』（弘文堂、2017 年）は有益である）。なお、沼本敏『絶滅危惧種の病理医は人工知能（AI）に勝てるか？』（文芸社、2021 年）は病理医の役割が AI の登場でいかに変化するのかを現状を踏まえて概説する。また、画像読影につき、その現状を具体的な症例をもとに紹介する佐藤俊彦『画像が語る診えない真実 読影医の診断ノートから』（時事通信社）も併せて読まれたい。

当期も、医療情報に関する文献がいくつかあるので紹介したい。まず、周知の通り、AI は大量のデータを用いて機械学習することが重要である。そうすると、医療で当該 AI を利活用するには、多くの診療情報を必要とする。そこで、個人情報の保護とその利活用とのバランスが求められる。個人情報に関する 2020 年改正及び 2021 年改正に伴って、医療関連分野での指針等の改正につき詳論する板倉陽一郎「医療関連分野ガイダンス等及び研究倫理指針の改正と実務への影響」法律のひろば 75 巻 5 号 45 頁以下が有益である。また、宇賀克也「次世代医療基盤法の見直し」行政法研究 48 号 3 頁以下も併せて参照されたい。なお、加藤隆之「個人情報の誤用に起因する損害の発生と賠償額の算定」亜細亜法学 54 巻 2 号（2020 年）1 頁以下は個人情報の誤用によりプライバシーの権利が侵害された場合の損害賠償責任の問題を取り扱う。GDPR も対象となっており、極めて有益である（同『プライバシー権保障と個人情報保護の異同：イギリス、アイルランド、日本の比較法的検討』（東洋大学出版会）が上梓された）。なお、諸外国の状況につき、以下の論考を参照されたい。近藤里南「個人情報保護法制に関する欧米の動向：立法措置と監督機関の比較」1216 号 1 頁以下は個人情報保護法制の動向を欧米の立法措置と監督機関を中心に検討する。松前恵環「米国個人情報・プライバシー保護法制をつかむ 第 11 回 AI と個人情報・プライバシーに関する米国の議論動向」NBL1205 号 92 頁以下はアメリカの個人情報保護法制に関する議論状況を整理する。

効率化のために医療情報ネットワークが必要で、デジタル化に対する期待は大きい。しかしながら、こうしたネットワークを整備するにも多くの課題と向き合い 1 つ 1 つクリアする必要がある。そこで、諸外国のかかる分野での取り組み状況を把握するために有益な文献を紹介したい。柏木恵「英国の医療情報化の取り組み——国家 IT 計画の失敗を題材に」自治総研 519 号 31 頁以下はイギリスの医療情報化の取り組みとその挫折につき論じる。塚林

美弥子「フランスにおける医療情報共有システム（DMP）の実践——「医療情報の保護」の観点から〈フランス法研究 12〉」比較法学 56 巻 1 号 289 頁以下もフランスの医療情報共有システムにつき検討する。

なお、医療 AI の開発には、当然のことながら「生者」だけでなく「死者」の診療情報も必須となる。したがって、死者の個人情報の取り扱いにつき法的検討を要するので、かかる分野の文献を紹介したい。高野祥一「改正個人情報保護法の施行に向けた死者の個人情報に係る取扱いの整理」行政法研究 45 号 63 頁以下は個人情報保護法改正に伴った「死者」の個人情報の取り扱いにつき検討する（なお、神橋一彦「行政法ポイント判例解説 死者情報を含む保有個人情報に対する開示請求の可否〔大阪地裁令和元.6.5 判決〕」行政法研究 33 巻（2020 年）83 頁以下、伊藤文男＝井口浩信「賠償・補償・保険法判例研究 第 38 回 死者に関する情報と相続人の個人情報保護法に基づく保有個人情報開示請求の可否〔最高裁平成 31.3.18 判決〕」法律のひろば 73 巻 5 号（2020 年）60 頁以下も参照）。これらの諸論考に加えて、湯浅壘道「死者の個人情報の保護」ガバナンス研究 18 号（2021 年）17 頁以下及び同「故人のデジタルデータの扱い」情報の科学と技術 71 巻 11 号（2021 年）491 頁以下も貴重である。

（神坂 亮一）

15 公衆衛生・地域保健

2020 年以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する論稿が本項の範囲を超えて、もはや医事法に関連する論稿の多くを占めるような状態であった。3 年弱が経過し、これらの論稿のなかにも、この感染症禍の一応の総括を行なうようなものがみられるようになってきた。たとえば、先般、日本公衆衛生学会のウェブサイトにて尾身茂＝脇田隆字監修、正林督章＝和田耕治編『新型コロナウイルス感染症対応記録』が公開された。各都道府県衛生担当部局、保健所、地方衛生研究所など最前線で今回の流行に取り組んだ公衆衛生関係機関の対応の記録である。公衆衛生 86 巻 7 号「特集 災害対策・危機管理の専門家による COVID-19 パンデミックの検証」も参照されたい。

他方、世界 966 号「特集 コロナは日本をどう変えた？」もこのような意図を有する特集とみることができよう。高久玲音「医療界と社会のあいだ：コロナ禍と市民の声」（180 頁以下）、米村滋人「なぜ日本のコロナ対策は失敗を続けるのか：行政と専門家の構造的問題に目を向けよ」（189 頁以下）、倉持仁「インタビュー 医療制度が破壊された 3 年間」（199 頁以下）、井川直子『『不要不急』と指さされ：コロナ禍と飲食業界』（206 頁以下）、神里達博「パンデミックが照らし出す『科学』と『政治』」（214 頁以下）。

上記同特集の米村論攷は日本の新型コロナ対策に関する総括とみることができるだろうが米村滋人「感染症対策の不備と専門家の活用の失敗：日本のコロナ対策はなぜ欠陥だらけなのか」科学 92 巻 3 号 208 頁以下や、川本哲郎「新型コロナウイルス感染症対策の回顧と展望：法学の立場から」同志社法学 74 巻 6 号 1 頁以下、仮屋広郷「コロナ・パンデミックの振り返りのために：制度のダイナミクスを見るための補助線の追加」一橋法学 21 巻 1 号 37 頁以下も一読されたい。日本には終わったことについての検証をとにかく避ける傾向があるが、この感染症禍に対する政策、対策の検証と反省は様々な観点からしなければならないであろう。

感染症対策を踏まえた医療提供体制における今後の課題については島崎謙治「日本の医療提供体制の特徴と政策課題——COVID-19 の影響を踏まえて」公衆衛生 87 巻 1 号 4 頁以下。飲食店に対するいわゆる時短命令の合憲性が問われたグローバルダイニング事件訴訟を題材として、感染症対策に対する司法審査のあり方につき考察するのが大林啓吾「感染症対策と司法審査——グローバルダイニング訴訟を素材として」法学研究 95 巻 8 号 1 頁以下。

その他、感染症と人権、差別の問題については、川口浩一「新型コロナ感染症対策と人間の尊厳および基本権の関係について」法律論叢 94 巻 2＝3 号 187 頁以下、武藤香織「COVID-19 に関する差別的言動の防止に関する取組を振り返って」医療と社会 32 巻 1 号 83 頁以下など。

感染症対策、政策における地方自治体の権限などについては、大林啓吾＝青野篤＝手塚崇

聡「新型コロナ禍における地方自治体の対応と法の支配——独自発令モデルと非発令モデル」法学論集 36 巻 3=4 号 154 頁以下。また、実例をもとにした考察として、大野元裕「埼玉県から見た COVID-19 対策」医療と社会 32 巻 1 号 9 頁以下、吉住健一「新宿区から見た COVID-19 対策——基礎自治体の果たす役割」医療と社会 32 巻 1 号 21 頁以下。牛山久仁彦「自治体の危機管理をめぐる現状と新型コロナ対応に見る課題」公衆衛生 86 巻 7 号 588 頁以下は、集権的統制よりも必要なのは国と地方自治体との連携による危機管理体制であろうと指摘する。なお、「特集 検疫所と地方衛生研究所」公衆衛生 86 巻 8 号も参照されたい。

ワクチン、予防接種に関しては多くの論攷がみられた。

年報医事法学 37 号は、医事法学会第 51 回研究大会におけるシンポジウム「新型コロナウイルス感染症その後：ワクチン接種に焦点を絞って」の記録として以下の各論稿を掲載した。森澤雄司「医療現場で考える新型コロナウイルス SARS-CoV-2 の諸問題」(71 頁以下)、坂元昇「地方自治体における新型コロナワクチン予防接種の実際と課題」(73 頁以下)、秋元奈穂子「緊急時の公衆衛生と薬事承認——日米比較」(83 頁以下)、丸祐一「新型コロナワクチン接種が生み出すリスクの規範的許容性」(96 頁以下)。例年通り、報告を受けてなされた総合討論(107 頁以下)も収録。

予防接種法の規定を繙きつつワクチンの義務化の可能性を探るのが吉峯耕平「新型コロナワクチンと予防接種法の法的問題——予防接種の同意と法的義務化」日本医師会雑誌 152 巻 1 号 41 頁以下。

ワクチン接種による副反応については、磯部哲「新型コロナワクチン副反応疑い報告に関する覚書」慶應法学 50 号 52 頁以下が、日本における副反応報告を受けての因果関係の評価の問題点を指摘する。末満達憲=宮崎彰吾=佐藤和人=橋本雄太郎「職域における予防接種と健康被害救済——新型コロナウイルス感染症流行の中で」産業医科大学雑誌 44 巻 2 号 177 頁以下も参照されたい。その他、川村裕樹「矯正施設における新型コロナウイルス予防接種対応」法律のひろば 76 巻 1 号 51 頁以下。

トリアージについては、土井健司=田坂さつき=加藤泰史『コロナ禍とトリアージを問う社会が命を選択すること』(青弓社)が医療や宗教、哲学の視点から多角的に考察する。刑法の視点からは川口浩一「新型コロナウイルスと刑法：コロナ・トリアージについて(下)」法律論叢 95 巻 1 号 119 頁以下。その他、矢田陽一「コロナ禍におけるトリアージと障害者の保護——ドイツ刑法の議論を手がかりとして」障害法 6 号 155 頁以下。

海外の状況を参照するものとして、アジアについては、宮畑加奈子「台湾の新型コロナウイルス感染症対策：感染症法史と緊急命令権を中心として」日本政治法律研究 4 号 343 頁以下、金守良「韓国における新型コロナウイルス感染症対策(Korean 防疫)の成果と問題点——日本との比較を中心に」日本医師会雑誌 151 巻 5 号 828 頁以下がみられた。他方、ヨーロッパについては、西津政信「日独感染症法上の検査強制に関する比較法的立法政策等提案」愛知大学法学部法経論集 230 号 1 頁以下が検査の強制についてドイツを参照しつつ提案する。その他、植田隆子「新型コロナ危機における EU の対応」香川法学 41 巻 3=4 号

275 頁以下、濱野恵「域内移動制限の協調に関する EU 理事会勧告の全面改正」外国の立法 291-1 号 2 頁以下、奈良詩織「フランス 公衆衛生上の警戒の諸規定に関する法律」外国の立法 290-2 号 2 頁以下、奈良詩織「フランス COVID-19 関連 2 法（ワクチン・パス、後遺症）」外国の立法 291-1 号 6 頁以下、泉眞樹子「ドイツ 連邦・州合意に基づくコロナ対策：感染症予防法・安定化基金法等改正<endBold>、防護措置免除規則・接種規則・検査規則等改正」外国の立法 290-2 号 4 頁以下、泉眞樹子「ドイツ ワクチン接種、検査、防護措置免除、入国に係る規則の改正」外国の立法外国の立法 291-1 号 10 頁以下、芦田淳「ワクチン接種の義務付けのための立法：職種・年齢による設定<海外法律情報／イタリア>」ジュリスト 1568 号 77 頁、田中祐子「イギリス COVID-19 との共生計画の公表——規制撤廃へ」外国の立法 291-1 号 4 頁以下。

最後に、COVID-19 に限らず、パンデミック下において現れてくる様々な問題について講義とそれに対する質疑応答の形で考えるのが児玉聡『COVID-19 の倫理学』（ナカニシヤ出版）である。2020 年から 2021 年に実施されたオンライン講義をもとに執筆されたとのことで教科書の趣が強いが、多岐にわたる問題について丁寧な解説が加えられている。

* * *

COVID-19 以外の感染症における問題としては、ハンセン病政策による人権侵害に関するものがいくつかみられたので紹介しておく。いわゆるハンセン病家族訴訟については 2019 年に熊本地裁判決が出ているが、八尋光秀「ハンセン病家族訴訟判決の意義——違憲法制度による国の偏見差別作出責任及び同除去義務」、障害法 6 号 131 頁以下、角松生史「ハンセン病家族訴訟熊本地裁判決」障害法 6 号 141 頁以下、徳田靖之「ハンセン病家族訴訟が問いかけるもの」部落解放 836 号 65 頁以下。その他、木村光豪「国際人権法の国際的実施における『ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別撤廃のための原則及びガイドライン』の影響」関西大学法学論集 72 巻 5 号 1192 頁、青木美憲「ハンセン病療養所の現状と課題」公衆衛生 87 巻 1 号 50 頁。

感染症全般に関して、公衆衛生 87 巻 1 号が「特集 感染症の患者に対する医療体制の課題と展望」を組む。新型コロナウイルス感染症だけでなく、HIV、結核についても医療提供体制の現状と課題を開説する。

そもそも健康、公衆衛生のために国が人々の生活に様々な強制や介入をすることについてどう考えるのか。このような疑問について真正面から取り組むのが玉手慎太郎『公衆衛生の倫理学 国家は健康にどこまで介入すべきか』（筑摩書房）である。同書は、公衆衛生の推進においてなお市民の自律を尊重すること、健康を実現してわれわれが自由に生活し、他方でわれわれが自由に公衆衛生を実現していくことの価値を論ずる。公衆衛生にはしばしば強制を伴うが、こうした公衆衛生のあり方について考える際に学ぶことの多い一冊であった。

（小谷 昌子）

16 その他

日本医史学会編『医学史事典』（丸善出版）が発刊された。医史学研究者が西洋、インド、アラビア、東アジア、日本などの地域ごとに、古代から時代の医学史についてトピックごとに解説する。

文化人類学、医療人類学の観点から現代において病や死といかに向き合うのか、長く生きるということが絶対的な価値観たりうるのかをはじめとするさまざまな問いについて答えるのが磯野真穂『他者と生きる リスク・病い・死をめぐる人類学』（集英社）である。社会において共有される人間観を指摘し、それ以外の視点や価値観を有することの重要性を説く。理解をより深めるための一冊として、宮野真生子＝磯野真穂『急に具合が悪くなる』（晶文社、2019 年）とともに紹介しておく。

（小谷 昌子）